

## 令和2年第7回白石町議会定例会会議録

会議月日 令和2年9月15日（第8日目）  
場 所 白石町役場議場  
開 会 午前9時30分

1. 出席議員は次のとおりである。

1番	友田香将雄	9番	吉岡英允
2番	重富邦夫	10番	片渕彰
3番	中村秀子	11番	草場祥則
4番	定松弘介	12番	井崎好信
5番	川崎一平	13番	内野さよ子
6番	前田弘次郎	14番	西山清則
7番	溝口誠	15番	溝上良夫
8番	大串武次	16番	片渕栄二郎

2. 欠席議員は次のとおりである。

なし

3. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者は次のとおりである。

町 長	田島健一	教 育 長	北村喜久次
総務課長	千布一夫	企画財政課長	小池武敏
総合戦略課長	木須英喜	保健福祉課長	坂本博樹
長寿社会課長	武富健	農業振興課長	木下信博
商工観光課長	吉村大樹	農村整備課長	笠原政浩
生涯学習課長	中村政文		

4. 議会事務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

議会事務局長	小柳八束
議事係長	中原賢一
議事係書記	緒方千鶴子

5. 会議録署名議員の指名 会議録署名議員に次の2人を指名した。

4番	定松弘介	5番	川崎一平
----	------	----	------

6. 本日の議事日程は次のとおりである。

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

5. 井崎好信議員

1. 新型コロナウイルス感染症拡大の影響に伴う経済対策について
2. 農業の振興について

6. 内野さよ子議員

1. 行財政運営について
2. 住みやすい地域の在り方について

7. 西山清則議員

1. 町の財政状況について
2. 観光資源の開発について
3. スポーツ施設の改善について

8. 重富邦夫議員

1. アフターコロナを見据えた農業の在り方について
2. 職員の人事配置について

---

9時30分 開議

○片渕栄二郎議長

おはようございます。  
これより本日の会議を開きます。  
暑い方は上着をお取りください。

日程第1

○片渕栄二郎議長

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。  
会議規則第119条の規定により、本日の会議録署名議員として、定松弘介議員、川崎一平議員の両名を指名します。

## 日程第2

### ○片渕栄二郎議長

日程第2、これより一般質問を行います。

本日の通告者は4名です。

順次発言を許します。井崎好信議員。

### ○井崎好信議員

皆さん、おはようございます。

今日は一般質問2日目、トップバッターでございます。私からは大きく2点につきまして一般質問をさせていただきます。

初めに、新型コロナウイルス感染症拡大の影響に伴います経済対策についてでございます。

新型コロナウイルスは、様々な産業の落ち込みはもちろんでございますけれども、いろいろな町内でも行事あるいはイベント等が中止になりまして、地域の触れ合いの場、コミュニティも終わっているような状況かというふうに思います。

経済対策におきましては、国においては経済産業省の持続化給付金なり、あるいは農水省等の次作支援なり、様々なメニューが打ち出されておるところでございます。白石町といたしましても農業関連、とりわけ一番価格が暴落したタマネギ、あるいは花卉、肉用牛と、そういった支援に向けて佐賀県の支援策が出そろった段階で、本町もそれに上乘せした形で支援策をされたところかと思えます。

第1点目でございますけれども、この支援策、県あるいは町単独に特化をして、この支援策の状況と、その実施時期はどうであるのか、その辺をお伺いしたいというふうに思います。

### ○木下信博農業振興課長

ただいま議員が申されたとおり、新型コロナウイルスの感染拡大の影響に伴います農業支援策でございますけど、今現在県及び町単独事業とも、まだ交付金の交付までは至っておりません。

現在の進捗状況と今後の取組についてお答えをいたします。

まず、県のタマネギ再生産支援緊急対策事業につきましては、JAと青果業者などが事業主体となっております。この事業は、本年5月に価格が確定いたしましたタマネギについては、出荷売上実績を基に、また4月から5月に圃場すき込みなどの緊急需給調整を行ったタマネギにつきましては、調整を行い、農地及び面積の確認を行った上で申請手続を行うこととされています。

現在、申請内容も確認が行われていると伺っております。この後、内容に不備がなければ、交付決定を行い、事業実施主体からの交付請求書の提出を受けて、早ければ9月末には補助金交付となる見込みとなっております。

町単独事業であります白石町タマネギ再生次期作支援対策事業につきましても、申請書の受付は県単事業と同じ申請手続を取っていただく計画でありまして、申請受付

後はスムーズに交付ができるものと考えております。

次に、施設花き農家、花の農家の支援でございますけど、これも県の支援と同じスキームで白石町も助成を行います。本年3月から8月中に対象品目を出荷した施設花き農家の次期作に向けた取組面積に応じて交付金を交付することとなっております。

県の事業につきましては町を通しての申請が必要で、今9月議会に補正予算を計上させていただき、御承認をいただいたところでございます。県は交付申請書の受付を10月中旬までに行い、12月下旬に町に精算払いを行うようスケジュールを立てておられます。また、町の交付金は県の補助金の額が確定したところで申請書の受付を行い、なるべく早期に交付金を交付したいと考えております。どちらも対象農家の把握ができておりますので、町から通知を行う予定としております。

最後に、肉用牛農家の支援でございますが、県の支援は本年3月から9月に出荷販売された肥育牛の頭数に応じて、肥育素牛の導入に係る奨励金が交付されますが、佐賀県畜産協会が申請手続をいたしまして、対象農家に支払えることとなっております。

白石町の支援は、同じく3月から9月に出荷販売された肉用牛及び肉用子牛の頭数に応じて交付金を交付します。9月の出荷実績が確定した後、10月に対象農家に通知をいたしまして、申請書及び実績報告書を提出していただき、年内に交付できればということと考えております。

以上でございます。

#### ○井崎好信議員

ただいままで進捗状況なり、あるいは今後の取組について答弁をいただきましたけれども、まだ県及び町の単独事業は交付には至っていないというようなことでございます。調査あるいは確認作業はちょっとまだ遅れているというようなことでございます。早いところでは9月に交付をできる事業もあるというふうなところでございます。

いずれにいたしましても、生産農家の方々は待ち望んでいらっしゃるかというふうに思います。こういった先に調査、確認が終わりまして、交付ができるようお願いしたいと思います。そういったことで、早くすることで次期作の大きな活力になっていくものだと思いますので、よろしくお願ひしたいというふうに思います。

2点目に、外出自粛の影響で売上げが大きく激減した飲食店には、町の単独事業支援策といたしましてふるさと飲食店応援事業、また一定の要件はあるものの、商工業事業者に対しまして、白石町事業継続応援金というふうな支援策をいち早く打ち出されまして、スピード感を持って経済対策に支援をされて、飲食店、商工業の方は本当にありがたい、助かったというふうな声を聞き及んでいるところでございます。

この2つの事業の支援策の状況と実績はどうであったのか、そしてまた飲食店における感染予防対策としてのガイドラインの周知とその指導はどのようにされているのか、資料を請求をしておりましたので、その説明と併せてお願ひしたいと思います。

#### ○吉村大樹商工観光課長

本町単独事業によります商工業者への支援策の状況と実績についての御質問でございます。事前に資料請求がございましたので、そちらの資料により御説明をさせ

ていただきたいと思っております。

まず1つ目の支援策としまして、町内の飲食店の事業継続を目的とし、応援金として1店舗当たり20万円を交付する白石町ふるさと飲食店応援事業を実施したところでございます。5月7日から6月30日までの受付期間を設けまして、申請の実績としましては、100店舗の枠に対し81店舗で、これは大体81%になります。総額1,620万円の支出を行ったところでございます。

続きまして、2つ目の支援策ということで、町内で商工業を営む事業所の事業継続を目的とし、同じく応援金として、1事業所当たり20万円を交付する白石町事業継続応援金の事業を実施したところでございます。

6月5日から8月31日までの申請期間を設けたところでございますが、8月31日までの処理件数としましては、700事業所の枠に対し396事業所で、これは大体56.6%程度になります。総額7,920万円の支出を予定しております。

なお、白石町事業継続応援金につきましては、町内で商工業を営む事業者数の総数というのがなかなか把握が難しかったものですから、その総数の分については平成28年度の経済センサスを基に対象事業者を絞り出しまして、予算不足にならないような範囲の700事業所を計上していたところでございます。御存じのとおりこの事業につきましては、前年の売上額が100万円以上及び対前年比の同月比で20%以上の売上減少ということを要件としておったため、担当課としては予算枠700事業所のうち8割程度に相当する560事業所ぐらいが申請になるんじゃないかなということで見込んでいたところでございますが、実際はその560事業所を見込んでいたうちの396事業所に申請をいただいたということで、約7割ということになりますので、一定の成果が出たのではというふうに思っております。

次に、飲食店における感染症防止対策につきましては、5月20日に保健福祉課と商工観光課連名で町内飲食店に対し、新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針に基づく外食業の事業継続のためのガイドラインを発送いたしました。

内容につきましては、お客様と外食業に働く従業員の安全・安心を確保するための具体的取組等を示されたもので、こちらを基に新型コロナウイルス感染症対策に取り組んでいただけたらということと考えております。

以上です。

## ○井崎好信議員

ふるさと飲食店の応援事業は81件と。100の枠に対して81件、81%と。そしてまた、白石町事業継続応援金につきましては、これは700枠があったけれども、経済センサスを基にしたので700と。しかしながら560に対して361事業所の申請があって、70%というふうなことでございます。

まず、上のほうのこの申請件数81%になった、どうして81%。その理由と下のほうの事業継続応援金は、100万円以上の収入が前年度にあって、20%との落ち込みというふうな縛りがあってのことだろうというふうに思いますけれども、そういう70%の実績だったわけですが、その辺の理由をお聞かせをいただきたいと思っております。

それと、4月20日以降、県内でも第2波というべき感染者が増加をして、町内でも

1人の感染者を見たところであります。少しは減少傾向に県内でもなっている状況かと思えますけれども、事業の継続のためのガイドラインを発送しているというふうなことでございますが、町あるいは商工会と一緒にあって、ガイドラインは発送はしたばってん、やっぱり実際それに沿った感染予防対策はされているのかというふうな巡回の指導ができないものか、併せてよろしくお願ひしたいと思ひます。

### ○吉村大樹商工観光課長

まず、白石町ふるさと飲食店応援事業の分の81%のところでございます。担当課としては、まず対象店舗数を設定する際、商工会等に聞き取りを行う中で設定したところでございますが、ふるさと飲食店応援事業につきましては、店舗数が複数でも可能だということで設定をしておりましたので、大体把握しとる部分が80店舗から90店舗の部分で対象事業者としては設定をしていたところでございますが、複数店舗ということを考えて、枠としては100店舗ということで予算を確保していたということになります。

続きまして、事業継続応援金の部分の申請率が幾らか低いのではないかとということでの御質問でございます。事業継続応援につきましては、5月29日、臨時議会終了後に、まず6月5日駐在員さんにお願ひしまして、事業チラシの分については全戸配布を行いました。7,400戸全てに周知をいただくために全戸配布をして、事業の周知をしたところでございます。その後、ケーブルワンの行政放送、またホームページの掲載、そして7月28日では佐賀新聞のほうでも各市町の支援策の紹介ということで記事にも載せていただいたということになります。

あと、白石町のSNSによる発信も行いまして、あとは最終的には商工会から8月以降は、商工会員さんのほうに指導員さんのほうから出向かれ、また連絡をしていただいて、この事業継続の応援金の周知をしていただいたところでございます。しかしながらその結果としてもこの数字だったということで、担当課としては思った以上に20%以上の収入減になっていられない事業者がおられたのではないかとということで分析をしているところです。

次に、町と商工会が連携して、町内飲食店に対しコロナウイルス感染症の指導とかというのができないかということでございます。

現在町と商工会が連携した巡回指導というのは行っておりません。しかしながら、商工会では毎年町内の杵藤食品衛生協議会の会員から選出された指導員により、同協議会の事業所へ衛生面の指導を行う立入検査が行われております。今年は、9月8日から9日にかけて、白石地域の事業所へ立入検査が実施されており、検査時には新型コロナウイルス感染症対策についても指導があつているようでございますので、その際本町で作成しました外食業の事業継続のためのガイドラインチラシ配布をお願ひしたところでございます。

なお、福富地域と有明地域につきましては、既に8月に立入検査が終了しとつたということでございますので、チラシについては後だって郵送で送付をしたいと考えております。

今のところ町と商工会の合同での巡回指導は計画をしておりませんが、先日商工会

のほうともお話をしまして、感染症予防対策について有効な周知活動はできないか、商工会と検討してきたいということで打ち合わせたところでございます。

以上です。

### ○井崎好信議員

巡回指導といいますか、杵藤衛生のところでは立入検査が福富あるいは有明地域であっているということで、今後白石のほうもされるかと思っておりますけれども、今後町、商工会としても巡回指導を検討しているというふうなことでございますので、お客さんが安心して飲食ができるように、そういった指導もお願いしたいというふうに思います。

5月の下旬の外出自粛が解けてきて、客足も戻りつつあったわけですがけれども、7月に入ってからこういったコロナ禍で、お客様も不安も抱えながら、応援したいという気持ちは持ってらっしゃると思います。先ほどの話でございませぬけれども、予防対策をしっかりとさせていただいて、安心して飲食ができるようお願いしたいというふうに思います。

この経済の再生のためには、行政からの支援も必要ではございますけれども、一番身近な町民の方々からの応援が一番再生につながっていくものだというふうに思います。町の職員の方々もお昼の弁当をテイクアウトで、職員弁当プロジェクトというふうなことを立ち上げられまして、非常に飲食店に協力をさせていただいているということで本当にありがたく思っているところでございます。

飲食店の方々からよく聞く話でございませぬが、役場職員さん、あるいはJAの職員さん、それに関連する方々がなかなかこのコロナ禍で来店いただけない、お見えにならないという話のことが聞こえてございませぬ。もちろん、JAの関係者というのが、職員さんももちろんでございませぬが、生産組合長なり、あるいは青年部なり女性部なり、あるいはそういった学習、いろんな農業の部会の組織がございませぬので、そういった会合の折なんかは会食、懇親会の計画を今までされとったのが、やっぱりぴたっと止まったというふうなことで、これでこたえているというふうなお話を聞くわけがございませぬ。

そこで、総務課長にお伺いをいたしますけれども、この白石町の職員に対しまして、危機管理上、コロナ感染症対策に対する禁足事項が設けてあるというふうなことを伺いまして、その禁足の基準はどうなっているのか、そしてまた見直しをされているのか、されようとしているのか、その辺をお伺いをしたいと思います。

### ○千布一夫総務課長

職員の禁足基準につきましての御質問ですが、本町では本年4月1日以降新型コロナウイルス感染症における白石町職員の禁足基準というものを適用しまして、出張や職場内での懇親会や業務上の関係機関との懇親会、それから職員旅行につきまして行動制限を設けております。5月以降は、国、県の方針や感染リスク、それから社会情勢等から判断しまして、現在まで計5回の見直しを行っております。8月13日以降、現在の禁足基準となっております。

本町の基準ではレベル0からレベル5まで危機レベルを設けておりますが、現在町内での感染者はなく、最後に町内で感染者が確認されてから既に14日以上が経過していることから、現在の禁足基準では危機レベル2、県内で新型コロナウイルス感染症が発生した場合となりまして、感染市町での懇親会は禁止しておりますが、白石町内、本町内での飲食店での会食や懇親会につきましては、今現在は制限を設けておりません。

なお、個人的な会食や冠婚葬祭での会食につきましては、当初より制限の対象としておりませんが、職員には自らも新しい生活様式を遵守して、飲食店を利用するように注意喚起を行っているところでございます。

以上でございます。

### ○井崎好信議員

この禁足基準は行動制限を設けているというふうなことで、5月以降に基準を設けたということだったかと思えます。現在まで見直しを5回かけたというふうなことで、レベル5からレベル0というふうなことで、個人的、プライベートはそういった制限は設けていないということだったかと思えます。

今の現在では、職員さんに対しては制限は設けてないというふうなことでございます。会食、懇親会については制限を設けてないと理解してよろしいわけですね。

そういった答弁をいただきましたので、役場内でもこういった制限が見直されたというふうなことであれば、それに追随をして、町内の飲食店にも多く行っていただけるものだというふうに思っております。

せんだっての金曜日でしたか、報道あるいは新聞にも掲載をされておりましたが、佐賀県の山口知事が県のコロナ対策会議におきまして、今の感染の状況は、県としても落ち着いてきているというふうなことから、今非常に自粛の広がりによって落ち込んでおる観光業なり、あるいは飲食業に、県民の皆さん方もぜひそういったことで支え合ってくださいというふうな報道もあったようでございます。こういったことで、町民皆さん一丸となって、町の飲食店あるいはいろんな観光事業のほうにも応援をしていきたいというふうに思っております。

3点目に、感染拡大の影響により、落ち込んだ町内業者の売上向上と消費者の購買意欲の向上を図り、人とお金の町外への流出防止と商工業の振興と地域経済の活性化を図る目的で、プレミアム商品券発行事業に取り組みされたところかというふうに思います。

販売の実施時期と販売の在り方についてお尋ねをいたしますけれども、まず販売状況について資料をお願いをしておりましたので、説明をお願いしたいというふうに思います。

### ○木須英喜総合戦略課長

まず、資料請求のあった分について説明をいたします。

資料についてはカラー刷りのA3の用紙になります。御覧ください。

8月8日と9日の2日間、完売次第終了という条件をつけまして、町内3か所において9時から販売を開始したところでございます。総合センターにおいては、コロナ対策の3密を避けるというふうなこともありまして、待機場所として確保していたホールが満員となってきたため、10分ほど早く販売を開始いたしました。

商品券の配分につきましては、人口を考慮いたしまして、白石地域が6,000冊、福富地域が4,000冊、有明地域が5,000冊、この配分で販売いたしまして、完売時刻につきましては、資料の左側、各会場ごとの終了時刻を記載しております。

町内、各校区、満遍なく購入をしていただきまして、町外の方も1割ほど購入をされております。購入冊数につきましては、73%の方が上限の10冊を購入されていらっしゃるというふうな状況でございます。

以上です。

### ○井崎好信議員

ただいま資料の説明をしていただきましたけれども、結果として、こういう人数なり、あるいは完売の時間にいたしましても、一部の町民の方に偏った事業に終わったのではないかというふうな、本当に戦略的にどうだったのか、疑問を持つところでございます。こういったことが非常に、結果論ではございますけれども、こういう結果が想定されなかったのか。

私はこのプレミアム商品券の詳細にわたっての説明会の折、説明を受けたときに、こういった上限を10万円、今年、今回新型コロナウイルスによりまして国からの特別定額給付金10万円が1人、町民全部の方に10万円を配付する中、そういったことも考慮をして、10万円を上限に配付するのは非常に偏りませんかというふうな、私も意見を申し上げたところだというふうに思います。また、取扱店につきましても大型店、それは大型店も取り扱ってもいいですけども、やはり目的はコロナの影響があった店舗というふうなことから、スーパーなんかの大型店につきましては、外出自粛なり、あるいは学校の休業というふうなことからスーパーは落ち込んではいないと。逆にちょっと売上げも上がったような、全国的にですけども、そういった報道もされとったわけでございます。もう少しその辺の大型店には差をつけたといいますか、発行数に差をつけるような形での発行がよろしいじゃないですかというふうなことも申し上げたところかというふうに思います。

現に近隣の市や町では、上限を2万円、3万円と、それで大型店も差をつけるというふうなところで販売も発行もされている自治体もあるように報道でもされております。そういったことから、売れさえすればよかと。売れしゃがすぎんよかろとか。本当に町民の目線に立った、町民に寄り添った、そういった販売の在り方が必要じゃなかったのかなというふうに思いますけれども、その辺どうでしょうか。

### ○木須英喜総合戦略課長

お答えいたします。

まず、今回の商品券発行事業の目的といたしまして、新型コロナウイルスにより落

ち込んだ町内各事業者の売上アップと消費者の購買意欲の向上、町外への流出防止及び地域経済の回復でございます。今回の措置は、財源は新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金といたしまして、あくまで疲弊した町内の事業者の支援、こちらが主であると考えて実施したところでございます。販売の方法、発行に当たっては、商工会のほうと町のほうと、幾度となく打合せを行っており、今回の方式がベストというふうに考えて実施をしたところです。

直近の販売実績として平成27年度に実施をされておりますが、その際には1万2,000冊が発行され、当初の集中販売2日間において売れ残ったという経緯がございます。その後要件が緩和されて再度販売を実施されております。このようなことから、今回は過去最大の1万5,000冊の販売を計画しておりましたので、2日間で完売することはないだろうと見込みまして、売れ残った際の対応も実際前もって協議をしていたところでございます。

おっしゃられたとおり、購入できなかった方からの御意見、御要望も多数いただいております。非常に心苦しく感じているところでございます。1人当たり10万円の定額給付金、こちらを町内で消費していただくという目的もあったのは事実です。ただ、これほど影響が大きいというふうには考えておりませんでした。予測できなかったところでございます。ただし、今回の商品券発行事業は、町内に相当の消費喚起を促したのは事実でございますので、当初の目的は少なくとも達成できたのではないかとこのように考えています。

こういった対応から、追加販売、こちらのほうの件についても検討いたしました。さきに申しましたとおり、新型コロナウイルス感染症対応の地方創生臨時交付金、こちらを財源として実施をしているところです。町では、白石町に通知された交付限度額以上の事業に今現在取り組んでいる状況でございます。さらなる追加販売は、町の単独事業というふうなことになるため、財政的に厳しいのかというふうに考えてます。確約はできませんが、交付金の増額等がございましたら、他事業との効果、優先度、こういったところを比較検討し、商品券の追加発行も今後検討させていただきたいというふうに考えてます。

以上です。

## ○井崎好信議員

一つの消費喚起には貢献できたというふうなことでございますけれども、平成27年度に売れ残ったというふうなことから10万円というふうなことを上限になされたと思っておりますけれども、今回は先ほど申しましたように1人10万円の特別定額給付金があったことから、もうちょっとその辺を考えて、もうちょっと上限を少なくしたほうがよかったのかなと私は思っております。

そしてまた、1,762人、総計の方が購入されておりますけれども、世帯数が上がってないわけですが、世帯の中、やはり世帯の家族が多い方、例えば4人も5人も買った方もいらっしゃるというふうなことも聞いておりますから、その辺のことも把握されていらっしゃるのか、そしてまた今回町外の方に買っていいですよというふうなことが説明でもありましたが、私どもの議案の説明におきましても、町外の方

は買っていいですよという説明はなかったわけですが、そこに至った経緯、その辺をお願いしたいというふうに思います。

### ○木須英喜総合戦略課長

まず、世帯数の把握でございます。

今回の商品券の発行事業につきましては、要件といたしまして1人当たり10冊が上限ということで実施をしております。ということで、世帯数の把握まではしておりません。

それと、町外の方への販売というところでございますが、繰り返しになるかと思いますが、今回コロナウイルス感染症対策ということで、地方創生臨時交付金、こちらのほうを充当をいたしております。町の交付限度額の枠を使ったのは事実ではございますが、あくまで町の一般財源ではないということを御理解いただきたいと、思います。町外の方が町内にお金を落としていただくということで、経済対策の一環になったのではというふうに考えてます。

以上です。

### ○井崎好信議員

地方臨時交付金だから、町の一般財源じゃないというふうな答弁でございますけれども、ちょっとそれは違うと思うんですね。どうせ財源更正をしたりして、またされていくというふうに思いますけれども。町外の方が10%も買っていただくというふうなことでございますので、今回プレミアム分が3,000万円だったと思いますので、町外の方に300万円の税金が使われたと、そういった理解をするわけでございます。本当にこの税金の使い道としていかなものかなというふうに思うわけでございます。

先ほど課長の答弁では再発行も財政事情が許せば考えているというふうな答弁もあったかと思いますが、その辺も含めて町長、今回のこの発行事業に対しまして、販売の実績なり、あるいは在り方につきまして所見をお伺いをしたいというふうに思います。

### ○田島健一町長

プレミアム商品券の今回の発行に関してのいろいろと御質問をいただきました。

先ほど来、課長が答弁を申し上げているところでございますけれども、まずもってこの商品券発行事業はどうやってやったかということ、これについても課長は答弁いたしましたけれども、実施するに当たっては役場だけで決めていったということではなく、役場内でも相当な議論をし、そしてまた商工会とも協議をさせていただきました。特に、先ほど課長も申しましたけれども、前回の例として、1万2,000冊を売った前回、余ったということがやっぱり根っこにあるわけでございまして、今度は1万5,000冊を売らないかんということでございましたので、いろいろと検討を重ねたという経緯がございます。その中で課長が答弁いたしましたけれども、売れ残ったらどがんでしょうかという検討も併せてやっとなったということでございます。

しかしながら、蓋を開けたら、好評だったということでございまして、これについ

ては先ほど議員からの質問に対して課長も、交付金が再度来るようであればまた検討をしていきたい、いろんな他事業との関連もありますけども、その中で優先度、効果等々を見ながらという話でございました。ちょっとこれについては、もう既に今日は9月ということでございまして、あと残り半年しかないわけでございまして、これからいろいろと検討するというのも、財源そのものがない状況の中での検討を始めても、半年内にできるのかな、また同じ事業を同一年度に2回やるというのもどうなのかなという気がいたします。そこら辺も踏まえて、県とか国とも相談しなければいけないというふうにも思います。

そういったことで、今年度、同一年度内に再度行うというのはちょっと厳しいと思いますけども、将来にわたっては検討していくものだというふうに認識をいたしているところでございます。

以上です。

### ○井崎好信議員

町長からは、再発行につきましては、同一年度ではなかなか難しいだろうというふうなことで、その辺は来年にでも財政事情が許せば再発行という形、特に今回購入された方を省いた形での再発行になるかと思っておりますけれども、そういったことでぜひ、こういった苦情が寄せられている中で、ぜひとも前向きに再発行も考えていただきたいというふうに思います。

続きまして、2項に移らせていただきます。

本町の基幹産業でございます農業の振興についてであります。

今年度の稲作につきましては、先般農林水産省から発表もあっておったようでございますが、今年は作柄としては長雨と日照不足とも考えるときに、やや不良ではあるというふうな発表もなされております。昨年も塩害、あるいはウンカというふうなことで、被害があっておりまして、また今年の作況指数も心配されるところでもございます。

1点目には、平成2年度における水稻の作付面積と転作率については、時間の関係上、省略というふうにさせていただきたいと思っております。

2点目に、米の生産調整につきましては主食用米の需給バランスが確保できるよう、生産者、農協系統と行政が適切に連携をして、全地域で目標を達成できるように取り組むこととされ、農家は自主的な経営判断で作付ができるようになったところだというふうに思います。

農家所得の増大を考えるときに、転作率を5割、50%に引き上げることにより、ブロックローテーションを2年ごとにやっていくことが望ましいと思っておりますけれども、本町としてどのような考え方を持っているのかお伺いをいたしますけれども、まず私のほうからこの根拠となるような持込み資料の提出をしておりますので、その説明をちょっとさせていただきたいというふうに思います。

皆さんのお手元にあるかと思っております。

これは、昨年令和元年12月3日に杵島農業改良普及センターから取り寄せたものでございます。反当たりの所得比較というふうなことでございまして、横がさがびよ

り、ひのひかり、WCS、大豆、小麦、大麦となりまして、下のほうが1番から反収、価格、粗収益、生産費、生産物所得交付金で、下のほうに所属というふうになっているわけでございます。

御覧になられても一目瞭然でございます。稲を作るよりも大豆を作ったほうが、やはり交付金があるというようなことから、さがびよりでは倍の6万円、さがびよりで価格から生産費を引いた価格が、収量なり、あるいは単価で計算しまして3万円ほど、ひのひかりでは1万3,788円というふうなことで、大豆のほうは6万948円というふうなことで、さがびよりをつくったときよりも倍の収益、ひのひかりにおきましては4万6,000円も違うわけです。

小麦が交付金を合わせて3万3,873円と、大麦では2万5,178円ということで、本当に一目瞭然に収入に格差があるわけでございます。生産費も米は種子なり、あるいは肥料、農薬、減価償却なり油代なり、土地改良費なり、すり費なり、共乾利用料と、それだけの経費も要るわけでございます。作業的にも、水を入れ、代をかき、苗を作って植え、そういった労力的にも労働力も要るわけでございます。こういったことから大豆を50%にしたほうが農家の収益になるというふうなことでございます。

もう一つの根拠としましては、うちの法人に視察に熊本の八代から見えられまして、意見交換をする中で、うちはもう数年前から50%、2年越しにローテをかけてしてますよと。土地が、所得の上がるけが、そがんせじゃあそがんさるつよというふうなお聞きをしたところで、こういった質問に至ったところでございます。

先ほど、大豆の拡大につきまして、その辺農業振興課としてはどういうふうなお考えでございますでしょうか。

## ○木下信博農業振興課長

ブロックローテーションを2年ごとに行ったほうがよいのではないかという御質問でございます。

令和2年産米の生産調整につきましては、昨年12月に佐賀県農業再生協議会から白石町の農業再生協議会へ生産の目安が配分をされまして、本年1月に開催されました協議会臨時総会によって、令和2年産も生産調整への取組方針及び生産調整の目標面積の承認がなされたところでございます。

現在の生産調整につきましては、産地自らが需要に応じた米の生産に取り組むことになっておりまして、この取組が確実に実行されることによって米価の安定が図られているということでございます。

また、生産調整に取り組む農業者に対しましては、水田活用の直接支払交付金や産地交付金によりまして、取組への支援が行われており、加えて転作作物として大豆を選択された場合に、畑作物の直接支払交付金、いわゆるゲタ対策によって収穫量に応じた支援が行われているところでございます。

御質問にありますとおり、米の生産と大豆の生産に係る所得の比較が、議員から先ほど御説明された資料により出されているということございまして、確かに交付金含めました所得の試算によりまして、大豆のほうは米を上回っており、転作率を上げ、大豆の作付を拡大することで、農家所得の増加も可能になることでございます。

大豆につきましては、転作作物として佐賀県でも作付を推進しておりまして、取組につきましては、地域でのブロックローテーションによる作付を推進してきたところでございます。

転作率を5割に引き上げ、ブロックローテーションを現在の3年に1度から、2年に1度のローテーションにし、農家所得を増大させることも可能ではありますが、このような取組にはまた問題点というのも考えられます。

まず、問題点として、転作率が上がることで米の作付が減少するといったことで、共乾施設での米の処理量が減少いたしまして、現状の共乾利用料の水準では共乾運営ができなくなるといったおそれがございます。さらに、過去に整備された共乾施設の一つでは、成果目標の一つであります水稻の搬入率が達成していないと国からの指摘があつておりまして、改善を要求されていたというケースもございます。地域によりましては、転作率に不均衡が生じることについて十分検討する必要があるのではないかと考えてます。

また、大豆の作付面積が拡大することによって、現有大豆共乾及び大豆コンバインも処理能力を上回ることが考えられまして、乾燥調整の遅れや収穫作業の遅れにつながり、品質低下を招くおそれがあることに加え、後作の作業の遅れも懸念がされます。

また、先ほど申しました産地交付金につきましては、県からの配分を基に生産調整実施者へ交付を行っているところでございますが、大豆の作付が増加することによって、現在の交付水準を維持できなくなり、農家への交付金が目減りするといったことも考えられるところでございます。

以上のような問題点から、今後生産者の代表者の方や関係機関が構成員となっております白石町農業再生協議会において、慎重にこの件については検討していく必要があるのではないかと考えているところでございます。

以上です。

## ○井崎好信議員

課長の答弁ではいろんな問題点があるというふうなことでございます。

まず初めは、共乾の対応です。米が減ることによって、共乾の運営ができなくなるんじゃないかというふうなことでございますが、共乾は大豆の乾燥も併せ持っているわけございまして、米が減って大豆が増えるということで、そういった共乾運営協議会なんかでその分は大豆に利用料を多く転嫁すれば、私はその辺は解消できるかなというふうに思います。

それともう一つは、最後に交付金が目減りをするというふうな話もございました。今せんだって、これも農業新聞にも掲載をされたところでございますが、全中の試算といたしまして、年間の米の消費というのは、全国で毎年10万トンは減っているというふうなことでございます。それに併せて今年は、このコロナ禍によりましていろいろ、外出自粛等で米が大幅に需要が急減をしたというふうなことだそうでございます。そういったことで、今年、2020年産が平年作でありますと、来年の2021年産は229万トンの過剰民間在庫が出てくると。適正在庫としましては180万トンだそうござい

まして、こういったことが米価に非常に影響が出てくるというようなことが懸念をされております。

そういったことで、JAグループもなるだけ非食用米をつくる、飼料用米と、それとか麦とか大豆とか、そういったことを拡大をするようにというようなことで、国のほうにも政策提言をするというようなことが載っておりましたので、そういった交付金の対応を、国はそういった事情も含めて十分に対応は私はできるものだというふうに思っております。

時間も押しておりますけれども、そういったことで、こういったことから、生産者あるいは関係機関と色々な合意形成の下でやっていくことだと私は理解をしております。しかしながら、農家の経費軽減なり、あるいは労働力の軽減を考えると、こういった農業政策も私はやっていく必要があると思いますので、行政のほうも後押しをよろしくお願いをしたいというふうに思います。

最後になりますけれども、3点目でございますが、農家経営は法人化と大型農家、認定農業者などの担い手農家の二極化した形態へと進んでいるようであります。いずれにいたしましても大型機械の導入により効率的な農作業が求められると思いますが、農地の集約が大きな課題であると思います。農地の畦畔を除去するなど、圃場の区画を大きくするような事業に取り組めないのか、その辺をお尋ねしたいと思います。

#### ○笠原政浩農村整備課長

大規模経営農業の普及、拡大に伴いまして、機械の大型化が進み、より効果的な農作業を行うためには、大型機械が有効活用できる規模への圃場の区画の整理も一つの手段だと思われまます。隣接する水田を区画拡大するためには、畦畔の除去、田面の均平作業等が必要になります。

現在、水田の区画拡大及び区画整理に取り組める補助事業といたしまして、県の基盤整備促進事業のメニューの中に、田の区画拡大及び区画整理という事業がございます。この事業では、農地中間管理機構による担い手への農地集積、集約化を推進することを目的としておりますので、農地中間管理機構を通じて農地の転貸を図り、機構を活用した将来的な農地集積、集約の計画策定が必要になります。また、事業採択の要件として幾つか条件がございますので、事業への該当の有無につきましては、農村整備課のほうに御相談いただきまして、補助事業への取組について検討してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

#### ○井崎好信議員

説明では、メニューはあるけれども要件があると。いろいろな中間管理機構なんかを通した補助じゃないとできないというふうなことでございますので、自作地の区画拡大の補助事業はないのか、その辺説明をお願いします。

#### ○笠原政浩農村整備課長

現在のところ、農地中間管理機構を活用して農地の集積ができたところは、畦畔の

除去やそれに伴う均平作業への補助事業が可能となっております。

議員御指摘の自作地など、中間管理機構を必要とされない圃場の区画拡大の補助事業は、現在ないというような状況でございます。

以上です。

#### ○井崎好信議員

ないというふうなことでございますけれども、5年ほど前、嘉瀬川ダムからの通水、排水が来たというふうなことから、地盤が沈下しないというふうなことから町の単独事業で地盤対策事業があったかと思えます。それが廃案になっております。先ほど申しましたように有効活用できるような規模への圃場の区画整理が必要でございまして、補助事業に採択されない農地へも区画拡大の推進を図るために支援がぜひとも必要じゃないかと思えますけれども、その辺をもう一度お願いしたいと思えます。

#### ○笠原政浩農村整備課長

規模拡大と生産費の低減を図り、収益を確保していくためには圃場の区画拡大は非常に重要なことだと考えております。補助事業に採択されない圃場の対策については、どのような支援ができるのか、今後関係各課と検討してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

#### ○井崎好信議員

農家の思いを理解をしていただきまして、前向きな答弁であったかなというふうに思います。そういったことで、よろしく御検討をお願いをいたしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

#### ○片渕栄二郎議長

これで井崎議員の一般質問を終わります。  
暫時休憩します。

10時30分 休憩

10時50分 再開

#### ○片渕栄二郎議長

会議を再開します。  
次の通告者の発言を許します。内野さよ子議員。

#### ○内野さよ子議員

第2番目ということで、質問をさせていただきます。

最近では新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、社会経済活動が大変変化をしています。それに伴って、地方のこういった役場、町の運営についても大きな影響を与えているのではないかとこのように思っています。早くウイルスのワクチンができることを願うばかりです。

今回は町の財政問題と地域の課題解決に向けてということで質問をしています。少し内向きな質問ではありますが、昨日の溝口誠議員の持続可能なまちづくりに向けてということで、それに向かっていくための質問ですので、よろしくお願い申し上げます。

まず、行財政運営にということで質問しておりますが、合併自治体の優遇措置である普通交付税の合併算定替えの特例が終了をいたしました。交付税への依存度が高い本町は、これから一本算定に伴い、交付税の減少への対応は大きな課題となっております。

まず1点目に、本町において事業の財源として欠かせない地方債の活用について、今回は地方債というところで、主にまちづくり交付金でまちづくりの合併特例債、それから過疎地域自立促進特別措置法に基づく過疎対策事業債が主なものになるのではないかと思います。こういった地方債の活用については長期的な償還計画による見通しが必要である。これからの地方債の活用計画を含めて今後の財政運営についてお尋ねをしています。

#### ○小池武敏企画財政課長

今後の財政運営というふうなことでお答えをさせていただきます。

自主財源に乏しい本町にとりましては、地方債につきましては事業に取り組む際の不可欠な財源の一つとして活用を行っております。特に近年取り組んでおります道の駅整備事業や漁港整備事業など、多額の費用を要する事業には欠かすことのできない財源でございます。

活用の際にしましてはなるべく交付税の措置率の高い、有利な地方債を活用しておるところでございます。しかしながら、結局は借金でございまして、元利償還金の70%が交付税の措置をされても、残る30%は自力で償還をしなければならないというふうなことで、過度の起債の発行については厳に避けるべきと考えております。

近年は普通交付税の低減によりまして、明らかに一般財源が不足をいたしております。そういうところで地方債や基金の取崩しへの依存度が非常に高くなってきておる現状でございます。家庭に置き換えますと、日々の生活を借金と貯金の取崩しに頼っているという状況になっております。

このような状況でございますので、地方債の残高がなかなか減少することができておらず、一般会計の今年度末の残高、地方債残高の見込みでは141億円になることとなっております。本年度の予算額相当というふうな状況になってます。また、下水道事業会計と合わせますと、200億円を超える残高となっております。

毎年の償還額も増加をいたしております。財政硬直化の原因ともなっております。毎年の償還額以上の借入れを行っていきますと、当然地方債の残高は膨らむ一方というふうなことでございまして、こちらのルールといたしましては、償還額以上の起債をなるべくしないというふうな方針を立てておりますが、今後の見通しではさらに漁

港の整備事業でありますとか、し尿処理施設の建設の負担金、あるいは学校統合再編、あるいは施設の老朽化対策など、まだまだしばらくは大きな財政需要が続く見込みでございますので、起債の額の増加を懸念をいたしておるところでございます。

このような状況の中でありまして、可能な限り地方債の借入を少なくし、基金の取崩しも極力抑えるというふうなことで乗り切るための方策といたしましては、既存事業のスクラップ・アンド・ビルド、事業見直しを行う、あるいは予算等の見直し、これまで以上に歳出の削減に取り組んでいく必要があると考えております。大型事業が終了した際には、近年の140億円以上の規模、あるいは今年度に限りましてはコロナウイルス感染症対策としまして経済対策を入れておりますので、170億円を越す予算規模になっております。

そういったことで、今後は予算規模の縮小というふうなことが必須の課題となってまいります。将来にわたって持続可能な自治体経営ができる状態を維持できるよう、運営に努めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

### ○内野さよ子議員

先ほどの答弁を聞きますと、償還額以上の借入れをしない、これはルールということをおっしゃいました。まさにそのとおりだと思います。借りるだけ借りて、生活ができなくなる。借金が返済できなくなるではどうしようもないと思います。

それから、基金のこともおっしゃいましたが、地方債をだんだん少なくしていきますと、どうしても基金が大きくなっていくというのがまちづくり計画の中にも現れているのかなと思います。資料請求をしていた令和2年度から令和6年度までのこれから先の計画、これについても今ある基金も十分でないですので、活用については十分注意をしながら行くということが方針というふうに伺いました。

このまちづくり計画を見ますと、地方債の残高、地方債が年々、令和2年度からも減少をしておりますが、逆に今言いましたように基金の繰入金が増えている、このあたりが逆行しているのかなというふうに思いました。

それから歳出については、令和2年度から会計年度任用が始まったということもあって、令和元年度は23億8,500万円、これが上がっているのは会計年度任用のことかなと思っています。その点お願いします。そこだけ、ちょっと1点お願いします。

### ○小池武敏企画財政課長

資料を請求いただいておりますので、その資料の中で、財政計画というふうなことで、今後令和6年度までの財政計画というのを立てております。これは新町まちづくり計画の更新の中で作成をいたしましたものでございまして、この中で議員御質問の人員費につきましては、令和元年度が23億8,500万円でございます、計画では23億8,500万円ということで、8,500万円程度、人員費のほうが増加するというふうな見込みを立てております。御指摘のとおり、会計年度任用職員というふうな制度が今年度から成立をいたしておりますので、この分については人員費扱いというふうなことで、こちらのほうが幾らか増えてきた要因の一つとなっているというふうに考えております。

以上でございます。

### ○内野さよ子議員

今答弁くださいました。

以前は会計年度の皆さん方は物件費に入っていたものが、会計年度任用で人件費ということに変わっているのかと思います。その点がちょっと気になったところでした。

2点目に移りますが、関連をずっとしておりますので2点目に移ります。

普通交付税の合併算定額と一本算定額との差額の低減が図られてきたが、その低減額の推移と、一本算定後を見据えた対策をどのように講じてきたのかということをお願いします。

### ○小池武敏企画財政課長

交付税の合併算定替えと一本算定というふうなことで、若干難しいお話にもなりますけれども、まず資料要求があつてございますので、こちらの資料の説明をまずさせていただきます。

A 3判のほうをよろしくお願ひいたします。

資料の下段に、合併算定替えのイメージというふうなことでイメージ図をお示しをいたしております。これが平成17年度から26年度にわたって、合併団体については優遇措置が図られたというふうなことで、この10年間につきましては旧3町がそのまま存続するものとして算定を行っておりまして、新町一本で算定した額を上回る額を交付をされてきております。また、11年目からは5年間をかけて低減をしております。16年目の令和2年度、今年度からは新白石町一本での一本算定へというふうなことになっておる表でございます。

その中で、資料上段の表に、現在までの普通交付税の交付状況をお示しをしております。

表の③の金額が合併算定替えの交付額で、令和元年度までは交付をされました。④の金額が一本算定した普通交付税の金額となっております、表の⑤一番右ですが合併算定替えと一本算定の差額というふうになっております。

10年目の平成26年度までが合併算定替えによる算定額で交付をされております。27年度からは令和5年度までの5年間をかけて、今言った合併算定替えの算定額から低減をされた金額の交付になったことを示しておる表でございます。低減前の平成26年度時点を見ますと、合併算定替えと一本算定には、一番右の欄でございますけれども、約10億円の差がございます。この水準で一本算定に移行するとなりますと、10億円の減収となることが予想をされておりました。

平成26年度に国のほうで減少幅を緩やかにするというふうな、算定方法が見直しをされております。実績といたしましては、移行イメージ図の下のほうにお示しをしておりますが、平成26年度と令和2年度の差は、約6億6,000万円の減少となっております、10億円もの減収とはなっておりません。ただ、やはり6億6,000万円の減収というふうなことで、大きな減収でございます。

今後は、人口減少や様々な社会変化を要因といたしまして、毎年の算定額に増減はあるかと思いますが、今年度の算定額の水準で推移をするというふうにご考慮をしております。

す。

この大きな減収の衝撃をできる限り緩め、今後の安定した行財政運営へ移行するため、平成25年度に内部組織といたしまして、一本算定移行対策を策定し、対応策を講じてまいりました。民間委託等の推進、事務事業の再編整理、職員定員管理の適正化等々を盛り込んだ白石町行財政改革プランの確実な実行や、毎年の予算編成方針への経費削減方針の反映、基金の積立目標の設定や公債費削減策としての起債限度額など、できる限り一般財源が確保できるよう、経費削減策、歳入確保策を取っていくことを目標としたものでございます。

具体的に申しますと、職員数につきましては、合併時が334名から現在は265名まで69名、約2割の削減を行っております。また、保育園の民営化によりまして、町立の保育園を7園から1園まで減らしたというふうなことで、一定の成果を達成しているものもあります。ただ、今新たな行政ニーズなども発生しておりまして、この6億6,000万円をカバーできるまでには程遠いというのが実情でございます。

また、交付税の低減期と並行して、大型事業にも取り組んでまいっておりますので、逆に歳出の予算規模につきましては膨らむ一方というふうなことになっております。今年度は新型コロナウイルス対策等でさらに増加をしている状況となっております。

持続可能な自治体経営の実現のため、今後もより一層の対策の強化を図ってまいりたいというふうに考えております。

以上です。

### ○内野さよ子議員

当初目指していたその差額が10億円から6億6,000万円ということでもありますので、減ってはいるものの額は大きいですので、今後きちっとルールを守ってすることが適切かと思っております。

それから、1つだけですが、最近ではふるさと納税というのがありまして、これについてもなかなか年度ごとに額が違うので、期待はできませんけれども、この分についても随時努力をされるということが適切かというふうに思っております。

すみません、その次に移りたいと思います。

行財政運営の3点目になりますけれども、白石町の公共施設総合管理計画がありますが、この方針に基づき個別計画を策定することとなっております。公共施設の統合や廃止などに対して有利な地方債が活用できるのか、今年度、作成はできたと聞いておりますが、この辺についての地方債はできるのか、有利な活用が。ということでお尋ねします。

### ○小池武敏企画財政課長

議員御質問の公共施設の総合管理計画、この公共施設マネジメントの取組といたしましては、昨年度から今年度の2か年で公共施設等個別施設計画の策定を進めております。なお、これを基に令和3年度、次年度からは公共施設等の再編の検討を行っていくこととしておりまして、検討した方針に基づいて公共施設の統合や廃止を進めていくことになろうかと思っております。統合や廃止に係る経費の財源といたしまして、地方

債の活用にも視野を入れているところでございます。

本町で活用している代表的な地方債と申しますのは2つございまして、御紹介いただきました合併特例債と過疎対策事業債がございまして、それぞれ新町まちづくり計画あるいは過疎地域自立支援促進計画に位置づけをしております事業内容であれば、公共施設の統合に伴う施設の改修や建設などに活用することができることとなっております。町のほうが管理するほぼ全ての施設で活用ができるのではないかと考えております。ただ、この場合に、単なる施設の解体等については除却にかかる費用というふうなことで、起債の対象とはなりません。これは、町債の性格がその費用を後年度の世代にも負担をしていただくということを目的としておりまして、後年度の世代もその利益を享受することができるような建設事業を対象としているためでございます。ただし、既存施設が撤去しなければ、施設の新増築ができない場合に限り、既存施設の解体費用も起債の対象となります。

なお、過疎対策事業債につきましては、現行の過疎地域自立促進特別措置法が今年度末で失効いたします。そういったことで、今年度で終了することとなります。なお、今後この特別措置法につきましては、延長の検討もなされておりますので、今後の国の動きには注視をしていきたいと考えております。

また、合併特例債につきましては、合併特例法による延長期間が令和6年度までとなっておりますので、これについてもあと5年というふうなことになってまいります。

もう一つ、国が進めております公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進を行うために、平成29年度に創設をされました公共施設等適正管理推進事業債というものがございまして、この起債につきましては、公共施設の延べ床面積の減少を伴う集約化や複合化、あるいは公共施設の長寿命化に伴う場合に充てることができます。例外といたしまして、除却する、解体する事業にも充てることができるようになっております。充当率につきましては90%、後年度に交付税措置といたしまして元利償還金の30%から50%は交付税に算入をされることとなっております。ただ、除却事業については交付税措置の対象にはなりません。この事業債につきましても来年度、令和3年度で、活用の期間が終了するというふうな状況でございます。

以上でございます。

## ○内野さよ子議員

丁寧な答弁で再質問することなく、よかったですと思いました。

その中でも過疎対策事業債については、今年度、来年の3月までで終了するのですが、検討されているということで、今年度内ぐらいには国からのいい返事がもらえるようなことであればいいなと思ったところでありました。合併後に合併特例債と過疎対策事業債がずっと活用ができたことは、白石町にとってはとても有利であったと思います。今後、でも2つとも期限のある事業ですので、猶予はできないなということを感じているところです。

これから、施設整備に係るお金、学校に係るお金等々がありますので、そういうふうなところではあるものの、これからの子どもたちの学校の新設あるいは解体、いろんな面でお金がかかりますので、その点を注意しながら環境整備が十分行われるよう

に期待はしているところでございます。

それから、合併特例債のことで4点目に入りますけれども、合併特例債は新町まちづくり計画における事業の財源としてできたこと、今申し上げたところです。それから、過疎対策事業債も併せて活用できたことですが、合併後のまちづくりには効果があったとはいえ、先ほども答弁の中にありましたが、現在の借入残高と借入増減額についてお願いします。

### ○小池武敏企画財政課長

合併特例債と過疎対策事業債の残高等についての御質問でございますが、まず合併特例債は、合併市町村が合併後のまちづくりに必要な事業について、地方財政法に定めのある事業以外、基金とか、そういったものにも充てることができるというふうなことで、大変有利な起債というふうになっておりまして、本町のまちづくりの上で大いに活用させていただいておるところでございます。

合併特例債への借入れ上限額という御質問でございますが、合併後人口や増加人口及び合併関係市町村の数に応じて、各団体の発行可能額が算出をされております。

本町は、建設事業発行可能額が118億8,780万円、また基金の造成発行可能額、これが16億9,330万円でございます。このうち、基金造成につきましては、平成17年度と29年度に合わせて16億9,000万円余を起債をし、基金に積立てを行っておりまして、ほぼ上限額まで発行をしております。

一方、建設事業につきましては、道路建設事業や庁舎の建設、多目的グラウンドの建設、道の駅整備、漁港整備などに活用を行ってきておりまして、令和元年度までに34億5,030万円を起債をいたしております。

元年度末の借入残高は、24億8,603万3,000円となっております。また、この時点での残りの発行可能額でございますが、差し引きまして84億3,750万円となっております。今後とも計画をいたしております漁港整備や学校の整備などに活用を行ってまいりたいと考えております。

以上です。

### ○内野さよ子議員

合併特例債については、先ほども言われた基金の造成にも使われた、ためることができたということで、とてもよかったと思っています。ただ、残高もかなりまだ残っております。そういう点でも厳しいところがあると思っています。確かに発行額は84億円と今おっしゃいましたが、それについても、それを全て借り入れていると大変なことになりますので、要るときに適切に使うことが重要かと思っています。

あともう一つ、過疎対策事業債についての現在の借入総額も分かりましたらお願いします。

### ○小池武敏企画財政課長

過疎対策事業債の借入残高につきましては、手持ちに資料がございませんので、後もって答弁をさせていただいてよろしいでしょうか。

失礼します。

**○内野さよ子議員**

過疎対策事業債については上限がないというふうに伺っていますが、これについても借りるだけ借りては、なかなか返済のめどがつかないので、これについても注意をするということが大事だと思います。

**○小池武敏企画財政課長**

失礼をいたしました。

過疎対策事業債の残高でございます。下水道事業分も含めまして、令和元年度までに62億6,300万円を起債をいたしております。令和元年度末の残高が、48億9,925万9,000円となっております。

以上です。

**○内野さよ子議員**

いずれにしましても、これの過疎対策事業債につきましても、水道も含めて62億円という大きな額で、まだ残高も48億円あるということで、両事業とも先ほども言いましたがバランスを取りながらやっていくことが一番いいと思っています。最初に言われました基本的なルールを私もそう思いますし、議員一同思っていることと思います。

では、1点目の質問につきましては、これで終了したいと思いますが、2点目に移りたいと思います。

住みやすい地域の在り方についてということで、今回質問をしておりますけれども、地域の絆、地域の力、地域の荒廃などの言葉がよく使われています。本町においては、この地域をどのような範囲であると認識をしているのか、その点についてお願いします。

**○木須英喜総合戦略課長**

お答えをさせていただきます。

地域についてネット検索等してみますと、地形が似通っている、同じ性質を持っているなどの理由から一まとめにされる土地のこと、地域は内容に従って合理的に規定されると記述をされておりました。

白石町では、地域の範囲として集落単位、大字単位、小学校区単位、旧町単位など、その活動の内容や議論のテーマによって町域に関わらずその範囲は変わってくるものと考えております。日本全国から見れば北部九州地域、有明海沿岸地域ということになります。その組織の目的や行う事業の内容によって判断することになるかと思いません。ちなみに、総合戦略に掲げる地域づくり協議会においては、小学校区を単位として、住民が主体となり地域課題の解決に向けた取組を進めることといたしております。

以上です。

**○内野さよ子議員**

この地域ということで、よく答弁の中に地域の皆さんと話し合いの上とか、いろんな、

今課長が言われたようにそこそこの範囲とか、その内容によってその言葉がよく使われています。2番、3番、4番の質問については、どちらかという地域の方で話合いの上とか、地域団体の皆さんの話合いの上というような言葉がよく出てきました。

2点目の質問については、消防のことを質問しておりますけれど、地域の団体の皆さん、あるいは地域の皆さんと話合いの上ということで、この質問、実は29年3月にも同じような質問をしています。ほかにも数名の議員が質問しておりますけれども、消防についてちょっと進みたいと思いますが、消防団においては人口減少や団員の就業形態の多様化により団員の確保と昼間の消防活動の維持にも支障を来している。各部には一定の団員数の確保が必要と思われるが、各部の統合や人員確保については消防団や地区関係者と協議を重ねながら関係法規等の見直しを進めていくべきではないかという質問をしております。これについて答弁をお願いします。

### ○千布一夫総務課長

まず最初に、資料のほうをお配りしておりますので、本町消防団の構成を御説明させていただきます。

本町消防団は、白石地域に4分団、福富地域に3分団、有明地域に3分団の計10分団で47部これは女性部、ラッパ部を含んでおります47部で構成をされており、白石町消防団規則により、各部の構成区域を定めております。また、団員数は1,116名となっております。県内では5番目に多い団員数となっております。人口1,000人当たりの組織率についても県内トップレベルでございます。

議員御指摘の昼間の消防活動についてでございますが、各分団は3部から7部の体制で構成をされておりまして、構成区域外の火災にも協力して消火活動を行っている体制を取っております。そういうことから、今現在消防活動におきまして支障を来しているという状況ではないというふうに考えているところでございます。

しかし、現在人口減少や団員の就業形態等も多様化しておりまして、団員確保に苦慮されている一部の地域もございまして、各部の部長さんや班長さんを中心に団員確保に尽力していただいていることで、必要な団員数を維持できているものと考えております。今後も引き続き団員確保に努めてまいりたいと思っております。

それから、各部の統合につきましては、既に団員数の減少により統合した部もございまして、部を統合した場合の問題点を、実際に消防活動に従事する消防団と慎重に検討を行う必要がございます。それから、地域の御意見も拝聴させていただくこともあるかと思いますが、まずは消防行政全体の課題として取り組ませていただければというふうに考えております。

以上でございます。

### ○内野さよ子議員

この2点目の質問については、1行目と2行目について、ここの部分は実は先ほどの過疎地域計画の中からそのまま抜粋してあります。つまり、町が課題と思っている、5年ぐらい前から、この文書は町の課題として前からあるわけです。ところが、ちょっ

と今のところはそうでもないというような答弁ではあったんですけども、実は条例の中には、ポンプ車について2人以上は乗らないといけない、機関担当者の隣席に乗車しなければならないという項目があります。ということは、部のポンプ車というのは、2人が乗ることは確実に、それは守らなければならないということかなと思います。それはポンプの準備をしたり、出向くときにそういうことがあるのかなと思って、2人になっているのだと思います。

しかし、例えば18人しかいない、17人しかいないところが昼間に消防活動をする場合において、例えば一部の部で18人のうち1人しかできなかったとなると、ポンプ車は発進できないことになると思うんです。でも、よそからの部から来るのでそれは大丈夫という考えは、条例には違反していると思うんです。以前にもちょっと聞いたことがあります、1人で、しかも新任だったので、ポンプ車を稼働するときちょっと困った、それでOBの方が手伝われたということも以前聞いたことがあります。でも、スムーズな運営ができたので、そのときはよかったかもしれませんが、大変問題かなということをやちょっと思ったことがありました。

それと、これを先ほど説明をしてくださいましたが、以前にもこの統計の表はいただいたことがあります。ほかの議員もこの表はいただいて質問をされていたことがありました。それによりますと、平成17年度には1,203人でした。で、今年は1,116人です。ということは、87人減少しています。つまり、15年間の間に87人減少していることです。さほど人口減少から見るとそうではないかなとも思いますが、実は、平成31年度と令和2年度までのこの2年間の間に、以前の資料から出してみると、1,147人でした、30年9月にもらった資料では。見ると、1,116人を引きますと、2年間の間に31人減少しています。15年間には87人であったものが、ここ2年間で31人ということは、年間15人減少しているという、これはもうゆゆしきことではないかなと、ちょっとこの表を見て思いました。

そういったことで、やっぱりこういうところに、最後に課長がこういうことも含めて地域の方の御意見も聞きながら検討したいということですが、本当にほかの部から手伝いに来られるから大丈夫かも分かりませんが、でもここ5年間ぐらいの間にきちんとしないと、もう15人ずつずつと減っていくということは、定数には及ばなくなってしまうという現象が近い将来出てくるのではないかなというふうなことを思ったところですので、その点について一言お願いします。

### ○千布一夫総務課長

私が大丈夫と申し上げましたのは、火災発生時にいろんなほかの部の協力も仰ぎながら消防団、団体全部が力を合わせて消火を行っておる現状から支障はないというお答えをしたところでございます。ただ、白石町消防団の話でございしますが、やはり議員御指摘のとおり人口減少とか就業形態の多様化、つまり会社勤めの方が増えてきているといった状況から、団員確保に苦慮されているという部があることは現実でございします。議員がおっしゃるとおり、今現在大丈夫だからこの先もまだじっとしていいということは決して思っておりませんので、これは早い段階から消防団と協議を行いながら、しっかり問題点を解消していかなければ、解決策を見いだしていかなければ

というふうに考えているところでございます。

以上です。

### ○内野さよ子議員

以前もらった資料の中に、団員の出動できる人、できない人、町外に勤めている人、町内に住んでいる人ということで説明をいただいたときに、1,200人ぐらいのうちに500人ぐらいは町内にいるというような回答でした、そのとき。確かに500人ぐらいいるかも分かりませんが、でも出動できるかどうかも分かりませんし、一部になると、かなり厳しいところがあるのかなということの一つ思ったことと、最近では本当に町外に勤めている人の中には、もう昔は考えられなかったような、学校の先生とか、福岡に行っているというような団員さんもかなりいらっしゃるんじゃないかなということも思っています。人数はさほど減少はないけれども、ここ二、三年の間は非常に変わっている現状があるということも思ったものですから、地域としてもその点で、地域の中で解決できるものと役場で提案をしていただくものというのがあると思うんです。新拓では皆さんの御要望にお応えして、それは統合できましたのでという事例を前回の質問のときにおっしゃいました。で、地域で解決したいなと思っても、例えば須古の場合なんかになりますと、区の数と消防団の数が違います。民生委員の数も違います。何となくねじれていて、どこの地域で話すんだということを感じたものですからこの質問をしています。地域とは、そこそこの質問の内容とか、あるいは要望の内容とかによっても変わるとは思いますけど、そこを感じ取りながらお答えもしていただきたいなと思うし、町の中で、ああ本当だなと思うようなことがないと、地域、末端は本当に困りますので、そういうところ、ここ二、三年、すぐとは申し上げませんが、十分考えていただきたいなということも思っています。これは答弁はよろしいです。

3点目の質問です。

公民館対抗のスポーツ大会については参加したい人が参加できるような仕組みづくりが必要ではないかということで質問しています。これについても資料の請求をしていますので、お願いします。

### ○中村政文生涯学習課長

生涯学習課のほうから回答をさせていただきます。

公民館のスポーツ大会については参加したい人が参加できるような仕組みづくりが必要ではないかという御質問でございます。

自治公民館対抗で実施しておりますスポーツ大会には、大きく2つの方式がございます。1つは全町を対象とした大会と、もう一つは各地域の公民館でも居住地域に限定した大会がございます。資料のほうは、全町的なスポーツを行っております女子のソフトバレーボール大会と男子のソフトボール大会のほうを提出しております。

現在全町対象のスポーツ大会は、女子ソフトバレーボール大会と男子ソフトボール大会の2競技でございますが、お配りしている資料のとおり、近年白石地域の参加のチーム数が減少傾向にあります。考えられます要因といたしましては、人口減少により20代から40代の選手層の薄さと、核家族化による若い世代の生活スタイルの多

様化や地域のコミュニティ意識の希薄化による参加意欲の低下などが原因とされており、

地区によってはこれまで参加しておりました公民館が人数不足で参加できない状態に陥ることもあることから、現在は単独公民館での出場が困難なところは、隣接する公民館との混成チームで出場できることといたしております。しかしながら、地域によりましては、混成チームを協議する機会がない、そういう場がないというような声もお聞きすることがございますので、今後はスポーツ推進員さんや自治公民館長さんだけではなくて、実質的に選手集めの御苦勞をなさっておられます体育部長さん方など、広く御意見等をお聞きしながら、社会情勢の変容や住民ニーズを見てみながら、できるだけ多くの方が参加できるような地域の仕組みづくりを検討してまいりたいと考えております。

以上です。

### ○内野さよ子議員

いろいろ行政の立場からも努力をされて、いろいろ工夫をされているのはよく分かります。けれども、こういったことも、表からも分かるように、例えば北明はゼロ%とか、それから須古については13.3%、男子のスポーツ行事についても白石地域がかなり参加率が少ないということがうかがえると思います。ただ、私は、自分が須古だから言うわけではありませんが、平成27年には73.3%、やっぱり出ないといけないと思って80%に上がったたり、こういうところは須古に限らず、どこでも出ようと思って努力をされているとは思っています。

そういうことから、1つにいろいろな事情を、コミュニティの意識の希薄化、そういうふうなこととかいろいろおっしゃってくださって、確かにそうだと思います。基本は私は、例えば私の住んでいる地域は10世帯のところもあります、28世帯のところもあります。30世帯もあります。38世帯もあります。普通、通常は120から150がバランスがいいかなと思いますけど、とにかく世帯数が少ないので、なかなか出るのにも。それに、隣の地域と合わせて出てもいいですよというのはしてありますけど、やっぱり10世帯でも一つの王国なので、なかなか地域性もあるかも分かりませんが、できないというのが現状ではないかと思っています。

こういうふうなことで全体的に考えて、先ほども考えていく必要があるとはおっしゃってはいただきましたけども、一つには本当に出たい人もあるので、出られるような仕組み等は必要じゃないかなというふうに思っています。

例えば、ブロック化をして、これでどうですかという提示をしたり、あるいは行政でいうと公民館の改革等々も、本当に私は合併後10年たって、非常にその点は強く思っています。そういうことも含めてブロック化等々、そういうふうなこともできればいいのではないかなというふうに思っています。

教育長、どうでしょう、その点について。全体的に。

### ○北村喜久次教育長

町内の自治公民館の現状を見ますと、行事への参加もですけど、例えば災害時の助

け合いとか、あるいはどなたが役員になり、あるいは推進役になるといったこと等、自治組織としてしっかり動くためには、まさに根本的に考えていかなきゃならない課題があるように思います。

本町の自治公民館の現状を見ておりますと、80世帯から200世帯の間にある福富9公民館は別として、白石地域は64公民館あるわけですけど、35公民館が50世帯以下の現状です。55%ぐらいになります。30世帯以下が17、10世帯以下が4です。このうち北明地区が3つあります。10世帯台が。これも先ほどの参加の状況等も関連があるのかなという感じがいたします。同様に有明地区も36公民館のうち50世帯未満が18、ちょうど半分。それから、30世帯が4つ、10世帯台が1つというような現状です。詳しく私も調べておりませんが、世帯数だけじゃなく、構成員の方の年齢の偏り等もかなりあるのではないかなと思うんです。そういう意味で、なかなか簡単なことではないと思いますけれども、自治組織の区割りの見直し、こういったことも地域の皆様と行政が連携共同して進める時期に来ているように教育長としては感じております。以上です。

#### ○内野さよ子議員

時期に来ているという答弁に少し安心しましたが、これで本当に出たいと、10世帯の中にも出たいと思っている人は必ずいるはずですよ。希薄さがだんだん地域の中に、薄れているというのは分かりますが、それを放っておくと、ますます今後10年間の間ぐらいにはもう全然全く出られなくなってしまうという現状はもう目に見えていると思いますので、どうぞ地域の人も巻き込んで改革ができればいいのかなと思います。できるところをやっていたらいいというふうに思いました。

そういうことで、公民館の事業については答弁をいただきましたので、それに向かって何年かかってもやっていたらいいと思います。

4番目に移りたいと思います。

地域活動を行う各種団体は、まちづくりには欠かせない存在である。特に、女性を中心とする団体においては、近年会員の減少が顕著である。このため、ネットワークづくりや交流の機会拡大についての行政の支援についていかがかなということで、お答えをお願いしたいと思います。

この質問についても何回となく質問をしております。例えば、ニュアンス的には地域の皆さんで、団体の皆さんでしっかり考えてください、行政もできることはしますというような答弁のニュアンスが多かったんじゃないかなというふうに感じています。なので、今回もこの地域の在り方ということも含めて御答弁をお願いします。

#### ○木須英喜総合戦略課長

質問の通告書の内容に対してのお答えをいたします。

女性を中心とする団体のネットワークづくりについては、既に関係団体の中で御検討いただいているということでお聞きをしております。

町としましても男女共同参画、また女性の活躍を推進するという上で、重要かつ有効な取組と考えておりますので、今後も連携をさせていただきながら活動のお手伝い

をさせていただきたいというふうに考えております。

以上です。

### ○内野さよ子議員

今も答弁ありましたようにネットワークを少し、皆さんの中から声が上がっているところでは、その団体の中には地域婦人会であったり、JA女性部であったり、商工女性部であったり、男女参画であったり、食生活改善推進委員会とか、いろいろ団体がありますけれども、今回地域婦人会について申し上げますと、地域婦人会というのは、そもそも、戦後のことだと思いますが、地域の女性たちが何かに参加しようという意識の向上について、その時々要望活動をしたり、研修をしたりして出来上がった団体だと思っています。戦後には本当に80%から90%ぐらいの各世帯の参加率があったかと思いますが、今各世帯の参加率で婦人会のことについて申し上げますと、30年前には、平成4年には4,476人で60%ありました。30年前です。15年前の平成17年、合併当時2,599人になっています。35%です。それから、5年前の平成27年、379人でした。379人ということは、世帯7,500ですと5%です。今、今年どうかといいますと、婦人会94人です。1.2%です。これをどう考えるかですけれども、そもそも婦人会というのはいろんな世帯の中で、以前は網羅して婦人部長さんであったり、婦人会という名の下でいろんな総会なんかのときにも必ず出席をしたり、いろんなことで活動をされていました。でも、1.2%ということになりますと、地域を網羅は全然していません。でも、婦人会が94人と申し上げましたが、例えば7月には社会を明るくする運動ということで1か月間ヒマワリを飾ってくださってました。そういうこととか、交通安全の指導も毎月されています。少ない人数ではありますが、空き缶拾いとかしてあります。それから比べると、ここを何とかしないと、女性の姿がだんだん見えなくなってくると思います。よく私が、内野さん、女性も区長さんとか公民館長さんが出たらよかやんねと言われますが、地域の中で1.2%で、しかも総会にはそういう女性の参加は少ないです。そういう中で総会にも出席もしていないのに、女性の区長さんとか公民館長さんとかができるわけがないんです。地域のことも分からずに、安易と区長さんになったらいいやんねとか、公民館長になったらいいじゃないかということについては、いつもそういう反論を思っています。

そういった意味で、今後まちづくりの中からも先ほど団体の5団体を申し上げましたけど、5団体も去年、去年は1,500人ぐらいでしたが、令和2年度、今年の総会資料から全て申し上げていますが、1,000人を切っています。そういう団体がみんな、全て集まっても、もう少し女性の審議会の率を上げたりとか、女性の登用をしたりとか、女性、女性と世の中、国も県も町も言うてくださいます。ただ現実はそのようになって、これは女性自身にも意識が少なくなっているかも分かりませんが、そういう減少に伴う、先ほどのスポーツ行事の参加と同じで、だんだんそういうのが薄れてきますと、だんだん参加しようという意識が、その会に参加しようという意識が薄れてきます。そういうふうなものをやっぱり今しないと、だんだん10年後、5年後には女性の姿を審議会に登用したり、選任をしたりするときには姿が見えなくなってくると私は絶対思っております。

今、極力そういう積み重ねをしながらやっていただきたいというふうにとっています。一つには、先ほど公民館も改革をするときが来ているというふうにおっしゃいましたので、その公民館の行事の中に、公民館の長は男性がいらっしゃいます。ほとんど男性です、町内は。女性部長的な位置づけをして、今後は災害に対してとか、あるいは町が目指している健康づくり、そういうときの健診率の向上とか、そういうふうなものにも一役かなえてくださると思うんです。みんな仕事がどんどんなくなってくると、当然だんだん気持ちも薄れてきますので、その点について一言、公民館、女性、婦人会については教育長ですので、その点も一言お願いします。

### ○北村喜久次教育長

先ほど平成4年度からの婦人会の推移を改めて聞きまして、ちょっと驚きといたしますか、非常に残念で。実は、PTAなんかもいろいろな問題等も起こってきておりますし、PTA不要論とかも出始めているわけです。

今議員さんがいろいろ申されましたけど、活動の意義等は十分分かっておられますけど、実際動けない、仕事がある、時間が取れないというようなことがありまして、まさに先ほど公民館のことで、根本的なという表現をいたしましたけど、まさにこのこと、地域づくり、まちづくりという視点で、行政と町民の皆さんが一緒になって考えるときに来ていると改めて思います。

以上です。

### ○内野さよ子議員

時間もなくなりましたけれども、地域の人たちが、自分たちは努力しないといけないというのは皆さん全て分かっております。ただ、自分たちでどうしていいの分からなくていきますので、行政がちょっと手助けをしてくださると、あとはまとまって、本当にボランティアでも活動してくださると思うので、その点について今後、今教育長が答弁をくださいましたけれども、公民館改革の中に、改革がどの程度できるか本当に期待したいところですけれども、その中の女性の問題も考えていただいて、よろしくお願ひしたいと思ひます。要望になりましたけれども、これで終わりたいと思ひます。ありがとうございました。

### ○片渕栄二郎議長

これで内野議員の一般質問を終わります。  
暫時休憩します。

11時48分 休憩

13時15分 再開

### ○片渕栄二郎議長

会議を再開します。

次の通告者の発言を許します。西山清則議員。

### ○西山清則議員

皆さんお疲れさまでございます。

今議会には大きく3点通告しております。

まず1点目は、白石町で一番重要であります町の財政状況についてであります。

まず、小さな1点目です。

歳入決算における財源は、大きく2つに分かれていると思います。特定のことにしか使えない特定財源、使い道を自由に決めることのできる一般財源、この2つの財源のバランスはどうなっているのか、また一般財源の10年間の推移はどうなっているのか伺います。資料を見ながら説明願います。

### ○小池武敏企画財政課長

失礼いたします。

財源の内訳、出納についての御質問と思えます。

こちらのほうで資料を作成をいたしております。過去10年間の歳入、決算額の推移というふうなことで、こちらのほうを御覧をいただきたいと思えます。

まず、歳入決算の一般財源と特定財源の構成と10年間の推移ということでございますが、各年度ごとの歳入総額と特定財源、一般財源をお示しをしております。

まず、特定財源と一般財源、大まかな区分を御説明をいたします。

特定財源というのは字のごとく、その用途が特定される財源で、補助金や委託金などの国、県からの支出金、あるいは地方債などが上げられます。

一般財源は用途が限定されていない、まさに自由に使える財源で、大きなものとしたしまして、町税や地方交付税などが上げられます。また、財政調整基金や減債基金などの基金の取崩し、あるいは繰越金なども一般財源に区分をされております。

特定財源につきましては、国県支出金あるいは地方債が大きな割合を占めておりまして、このことから大きな事業に取り組み、歳出規模が大きくなった年には、必然的にこれらの収入が増えまして、特定財源の占める割合が大きくなるというふうな形になります。

①の歳入総額を御覧いただきますと、筑後川下流白石土地改良事業の償還繰上げの財源として起債をいたしました平成27年度、それから合併特例債で振興基金の積立てを行いました平成29年度、それから道の駅整備を行いました平成29年度、30年度、また筑水事業の償還繰上げの令和元年度が歳出規模と比例しまして、歳入総額の140億円を超えております。また、令和元年度では150億円を超えておるような状況でございます。これらの年は、多額の借入れも行っておりまして、やはり②の特定財源が大きくなっているというふうなことでございます。

一方で、一般財源を大きく占めるのが⑩の町税と地方交付税でございます。表の一

番右側の⑪に、一般財源のうち、町税、地方交付税の占める割合を掲載をいたしております。この2つで約8割ほどを占めておるような状況です。このうち普通交付税が平成27年度から前の内野議員のほうのお答えもいたしておりましたが、5年間をかけた一冊算定へ移行するというふうなことで、低減期間をたどりましたので、年々減少しているというふうなことで、8欄のほうで御理解をいただけるかと思っております。

以上でございます。

#### ○西山清則議員

今の説明で分かりましたけども、我が町は交付税なしではいろんな事業ができないと思っております。よって、今後交付税が抑えられる中で、どのような予算を立てて、町民の負託に応えられようとしておられますか、伺います。

#### ○小池武敏企画財政課長

議員御指摘のとおり、交付税にかなり依存しているような本町の状況でございます。交付税が頼りというふうな状況でございます。ただ、この交付税につきましても今年度もさらにちょっと減少しております。その部分を補填するには、歳入面では自主財源の確保というほうが非常に重要でございます。ですが町税等が大きく増加するというふうなことは困難な状況でございます。やはり減少する財源に合わせて歳出の削減策が重要になってまいります。限られた財源をいかに有効に活用するかというのが課題になりまして、今町民の皆様が何が必要なのかを見極める、事業の取捨選択これによりまして歳出の削減というふうなことが非常に重要かと思っております。

以上です。

#### ○西山清則議員

それと、人口減少と社会保障費の増で収入が減る中で、新たな政策を選択し、それを引き換えに既存の事業を見直していかなければならないと思っておりますけれども、どのように考えておられるのか伺いたいと思っております。

#### ○小池武敏企画財政課長

議員御指摘のとおり、新たな事業を行う際には、限られた財源でもございます。先ほども答弁いたしました事業の取捨選択、スクラップ・アンド・ビルドといたしますが、既存事業の見直しというのを行っていく必要があると考えております。

以上です。

#### ○西山清則議員

我が町が目指すべき方向として、町税などの自主財源の確保、計画的かつ安定した財政運営などに取り組まれたと思っておりますけれども、具体的にどんな取組をなされたのか伺いたいと思っております。

### ○小池武敏企画財政課長

合併来、本町におきましては常に健全な行財政運営というのを目指してきておりまして、行財政改革に取り組んできたところでございます。

具体的な取組といたしましては、職員数につきまして、合併当初は334名というふうなことでございましたが、現在265名まで、69名、約2割の削減を行っております。保育園の民営化によりまして、町立保育園を7園から1園まで減らしたことなど、経常経費の削減のための主な取組として今上げられておるかと思っております。

今後も引き続き、町民の方が安心して生活できるよう、町の人口規模に応じて行政を持続可能で適正な規模にしながら、なおかつ新しい行政課題にも対応していくということを目的といたしまして、事務事業の再編整理、民間委託等の推進、定員管理の適正化など、現行の計画であります第1次白石町行政経営プランの取組を進めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

### ○西山清則議員

それでは、小さな2点目に移ります。

歳出決算における義務的経費として、公債費、扶助費、人件費がありますが、そのバランスはどうなっているのか、また10年間の推移について伺います。

### ○小池武敏企画財政課長

引き続き、過去10年間の歳出決算額の推移という表を御覧いただきたいと思っております。

御質問の義務的経費、人件費、扶助費、公債費の構成につきまして、その10年間の推移について作成をいたしております。

この義務的経費に区分されるものにつきましては、意図的に節減ができないというふうな経費でございまして、また極めて硬直性の強い経費でございます。義務的経費の構成比は、10年間で構成比としましては36%から45%の間で推移をしております。金額は年々上昇してきておりますが、固定的な経費でございまして、構成比は決算総額によって変動し、大きな事業等で決算総額が大きくなった場合は構成比が小さく、決算総額が小さい年には構成比が大きくなるというふうなことでございます。決算額が大きくなった平成22年度、それから平成27年度などの決算につきましては、義務的経費の割合が比較的小さくなっております。

なお、義務的経費は、この10年間で約4億円増加をしてきております。その中で人件費は、定員適正化計画によりまして、職員数の削減を進めてまいりました関係で、平成22年度の約25億円から、令和元年度におきましては22億円台まで着実に減少してまいっております。ただ、2番目の一般的に社会保障費に分類されます扶助費の増加が著しく、義務的経費の増加の要因となっております。

それから、参考資料としておつけをさせていただいております。県内10町の平成30年度の歳入歳出決算状況をお配りをさせていただいておりますが、各町の人口規模、事業の取組内容、産業構造など、それぞれ事情が違いますので、あくまでも参考資料

の範疇で御覧いただきたいと思います。

傾向といたしましては、歳出の普通建設事業に比例して、歳入の国県支出金、あるいは地方債が大きくなっているというふうなことが分かるかと思います。また、義務的経費の構成比は各町で大きな開きがあるというふうなことがお分かりになるかと思います。

以上のような状況でございます。

#### ○西山清則議員

借金であります公債費ですけれども、町債を含む地方債の現在高は削減できているのか、また推移はどうなっているのかを伺いたいと思います。

#### ○小池武敏企画財政課長

借金の現在高等の御質問でございます。

先ほどの10町の決算状況を見ていただきますと、本町の公債費が大きくなっているということがお分かりいただけるかと思います。合併後、新町のまちづくりのために、合併特例債でありますとか過疎債など、多額の地方債を発行してきております。公債費が高どまりをしておるといふような状況でございます。一方で、地方債残高も減らしていかなければならない中で、償還と並行して新たな借入れを繰り返す状況でございますので、なかなか現在高を減らすことができず、高どまりが続いている状況でございます。

推移といたしましては、一般会計で平成22年度末の残高が153億6,500万円でございます。26年度については131億6,800万円と一時減少いたしました。今年度末見込みでは141億6,500万円というふうなことでございます。

このように、事業に取り組むには地方債の活用が不可欠でございまして、結果的に公債費を膨らませるといふようなことになっております。義務的経費の増加による財政の硬直化というものの要因ともなっております。

以上です。

#### ○西山清則議員

このような財源の中で、少子・高齢化や人口減少などの様々な環境変化の中で、借金を払っていくことに対し、町民の生活は支障がないか伺いたいと思います。

#### ○小池武敏企画財政課長

先ほども申し上げておりましたが、事業に取り組むには財源の乏しい本町では起債に頼らざるを得ないというふうなところでございまして、議員が言われるとおり、同時に公債費も増え、財政を圧迫させるというふうなことにもつながっております。

そういったことで、極力借金をしないということが基本になるかと思います。ただ、当然町民の方の生活に支障を来さないよう、限られた財源の中で町民の方が今何が必要なかというふうなことを見極めながら、今後の予算の配分、ここについても精査をしていく必要があるかと思っております。

以上です。

**○西山清則議員**

また、社会保障に関する給付であります扶助費ですが、過去10年間の推移はどうなっているのか、この先どのように見ているのか伺いたいと思います。

**○小池武敏企画財政課長**

先ほどの歳出決算額の推移の資料で、義務的経費の数字を御覧いただきたいと思います。

少子・高齢化が進むにつれ、当然社会保障関係サービスの充実を図ってきた結果、扶助費につきましては右肩上がりというふうなことで、増加の一途をたどっております。平成22年度の12億5,500万円から、令和元年度は約1.5倍の18億4,200万円に上っております。また、なかなか少子・高齢化に歯止めがかからないという現状では、今後も扶助費の増加は続くものだという認識でおります。

以上です。

**○西山清則議員**

そういう中で、年金等の収入が不足して、生活に困窮する高齢者の生活保護世帯の増加、また医療や介護に要する保護費の増加など、生活保護の受給はどう考えているのか伺いたいと思います。

**○坂本博樹保健福祉課長**

生活保護の受給についてでございますけれども、本町における生活保護の認定業務、それと給付業務、これにつきましては佐賀県のほうが行っておりまして、財政負担についても県となっております。町の業務といたしましては、生活保護に関する相談窓口、それと申請書の受理等を行っている状況でございます。

なお、本町の生活保護世帯数につきましては、昨年度の同時期、9月1日時点で比較をいたしますと、ほぼ横ばいというふうになっている状況でございます。

以上でございます。

**○西山清則議員**

それでは今度は、近年では障がい者の生活を公的に支援するサービスの提供機会が増えております、費用も年々増加していると思いますが、障がい福祉はどのように考えているのか、伺いたいと思います。

**○武富 健長寿社会課長**

議員御質問のように、障がい者の福祉費につきましては年々増加傾向でございます。担当課といたしましては、第2期の白石町障害者基本計画の基本理念であります障がいのある人もない人も互いに支え合い、地域で生き生きと明るく豊かに暮らしていける社会実現のために必要な経費であるというふうに認識をしているところでございます。

障がい福祉サービスにつきましては、国、県で定められた制度に基づきまして支給決定を行っているところでありまして、今後も支援が必要な方へ適切な支援を行い、自立と共生社会の実現を図ってまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

#### ○西山清則議員

それでは、職員等の給与、手当などの人件費が一般財源の大半を占めていると思っております。先ほど合併当時から職員数は減っているということでございますけれども、令和4年4月1日までに職員数を255人にすると言われておりますけれども、過去2回ほど延期されております。現在、どのように進んでいるのか、職員数は人口1万人に対し60人が基本的バランスと言われております。本町の考えはどのように思われているのか、伺いたいと思います。

#### ○千布一夫総務課長

職員数についての御質問でございますが、合併後平成18年6月に策定しました本町の定員適正化計画におきまして、合併15年後の平成31年度末、令和2年3月末のこととございますが、平成31年度末の職員数は255人とした上で、平成22年度までの計画として、平成23年4月1日現在の職員を309人としておりました。平成23年度以降は随時見直しを行いながら進めておりまして、その後平成24年1月に策定した第2次定員適正化計画では、平成28年4月1日現在の職員数を282人、さらに平成30年5月に策定しました第3次定員適正化計画におきまして、令和4年4月1日現在の職員数を255人として、当初の計画から2年遅れで目標を達成するよう見直しを行いながら、引き続き達成に向けて取り組んでいるところでございまして、今のところは順調に進んでいるところでございます。

職員数に対する本町の考え方でございますが、議員がおっしゃるとおり、職員の定員の指針としての定員モデルなり、類似団体別職員数といった一定の基準はございません。ただし、各団体にはそれぞれの個性がありまして、産業構造の違いがあったりとか、こうした基準は普通会計所属の職員の数値であるため、例えば水道事業や下水道事業、あるいは病院等の公営企業部門の職員数の違いによりまして、一概に単純な比較は難しいところもございます。しかしながら、類似団体の職員数は大きな指針として捉えておりまして、現在目標として掲げております令和4年4月1日現在の職員数255人について目標達成ができるよう、引き続き努めてまいりたいと考えているところでございます。

以上です。

#### ○西山清則議員

できれば達成できるように努力していただきたいと思っております。

また、ほかの市町との事務の共同化など、広域行政の充実に向けて取組がなされていますか。今後はどういう方向を考えておられるのか、伺いたいと思っております。

### ○小池武敏企画財政課長

広域行政の取組というふうな御質問でございます。

広域行政につきましては、職員数や財源に限られる中で多様化、高度化をいたしません住民ニーズに対応するため、広域的に共同事務事業を実施することにより、利便性を高め、より効率的で安定した行政運営ができるものと考えております。今後も可能な分野で広域的連携を図りながら、共同事業の合理化、効率化等を推進してまいりたいと考えております。

以上です。

### ○西山清則議員

人材育成基本方針に基づく職員の人材育成や情報通信技術、ICTの利活用による行政事務の効率化は進められていますが、これからはもっと情報通信技術が進んでくるとおられます。私の能力じゃ到底ついていけませんけれども、それに対する対応や考えはどのように思われているのか、伺いたいと思います。

### ○千布一夫総務課長

ICT利活用に関する人材育成についての御質問でございますが、近年では全国的に自治体の情報化が進んでおりまして、本町におきましても今後さらなる情報通信技術の高度化が求められてまいります。

議員御質問の情報技術に関する職員の人材育成につきましては、新規採用時や昇進時、それから新規システムの導入時など様々な機会に情報技術利活用のスキルを向上させるために職員向けの研修を行っています。それから、町が取り扱う情報には個人情報をはじめとする行政運営上重要な情報など、部外に漏えい等した場合には重大な事故となる情報が多数含まれていることから、定期的に情報セキュリティー研修も行っているところでございます。

一方で、情報推進の担当部署につきましては一般事務職員で構成をしておりますが、ほかの課と比べまして情報技術に関する専門的な知識を求められます。長期的な人材育成を必要とする部分もございまして、そのあたりを十分に配慮しながら人員配置を行っているところでございます。

これから先、情報分野に関しましては、ますます専門的な知識、技術が求められることとなります。これまでのような内部での人材育成に加えまして、新たな民間活力の導入ということも視野に入れて、高度化する情報化社会に対応していきたいと考えているところでございます。

以上です。

### ○西山清則議員

今までの答弁を聞いた上で、町長にお聞きしたいと思います。

勤めをされている方の財源確保は計算できると思いますが、第1次産業で頑張っておられる方の収益は毎年変化して、難しいもんだと思います。天候の影響や価格の変

動により、一定の収入は考えにくいものであります。

そこで、一般財源を増やすには町民の所得向上、企業誘致等がありますが、町として農産物加工品等を日本貿易振興機構、ジェトロを利用して輸出する考えはないのか、また海外から企業を誘致する考えは持っていないのか。国内ばかりでなく海外へも目を向け、地場製品の活性化、ブランド化で収入増を目指すべきではないのか、町長に伺いたいと思います。

#### ○田島健一町長

西山議員からは、町の財政状況の中で収入を確保するために、いろいろなことが考えられるんじゃないかというような御質問でございます。

私も初めて聞きましたけども、海外から企業誘致をせよという大きな話もいただいたわけでございますけれども、まずやはり人口を増やすという、こういったことから私も町内に企業誘致を絶対せにゃいかんということでやってきたわけでございますけれども、なかなか企業誘致も厳しいという、相ならんというところがございました。しかし、今般のコロナウイルス関係で、やはり日本の企業さんも海外への依存というよりも、今後は国内を見渡されるんじゃないかなというふうに思います。そういった中で、私も後れを取らないように、国内企業の企業誘致というのも積極的にやっていかなければいけないというふうに思います。

また、先ほど来、白石の強みである農業、これを国際的にも売っていかにかやろもんというようなお話でございました。これについては、先ほど議員からもお話がありましたように、ジェトロのお話がありました。ジェトロは佐賀にも事務所がございます。そういったことから、まだ私ども町としても勉強不足の感がございますけれども、まずは県、県の中でも産業労働部の流通貿易課という担当がございますけれども、そこや農協さんと協議をし、まずはしっかりと勉強をさせていただきたいというふうに思います。

そういうことで、すぐに国際化というには程遠いかも分かりませんが、やはりそういう大きなところも見据えた中で、しっかりと勉強してまいりたいというふうに思います。

#### ○西山清則議員

ジェトロのことを言いますけども、このジェトロのサービスを利用している自治体もありますので、検討していただきたいと思います。

最後に町民が心配されていると思われる合併特例債や過疎債などがなくなる可能性があります。そういったとき、町の財政は健全であるか伺いたいと思います。

#### ○小池武敏企画財政課長

議員御指摘のとおり、今のところは合併特例債や過疎債に頼っているというふうな状況でございます。これにつきましての合併特例債が令和6年度で終了するというふうなこと、それから過疎債につきましても今年度で一応終了というふうなことになっておまして、これにつきまして延長の検討もなされておしますので、これにつ

きましては注視をしていきたいというふうに考えております。

その中で、財政の健全性についての御質問でございますが、財政の健全度を示す指標の中で、財政構造の弾力性を図ります経常収支比率、これがございます。この比率が年々上昇してきております。令和元年度決算で、昨年度でございますが96.6%というふうなことで、平成25年度が84.2%でございました。これを比較しますと12.4%の上昇となっております。この比率が高いほど財政硬直化が進んでいるというふうな状況でございます。この状況は県内の市町でも白石町は非常に高いという数値となっております。この先、本町がなるべく健全な財政運営を続けていくための道筋をつける重要な時期を迎えているかというふうに認識をいたしております。

交付税が減少した今、いかに借金を減らし、あるいは基金に頼らない財政運営を行っていくかが重要でございます。その中で、住民生活に必要なサービスは維持しつつも、歳出削減策を進めなければ健全でない状態にすぐ陥ってしまうという懸念がございます。

繰り返しになりますが、事業の選択と集中を行いながら、歳入規模に合う、身の丈に合った歳出規模にしていく必要があるというふうに認識をいたしております。

以上です。

#### ○西山清則議員

それでは次に、大きな2点目の観光資源の開発についてに移ります。

前回も聞きましたが、龍造寺隆信の遺髪を祭られているお社の周辺整備は町ではできないとの答弁でありましたが、その後の考えは変わっていないのか伺いたいと思います。

#### ○中村政文生涯学習課長

議員がおっしゃる龍造寺隆信の遺髪が祭られているとされる社につきましては、東明寺の敷地内にごさいます。その周辺の整備と管理についての御質問でございます。

東明寺は、室町時代中期に創建され、天正年間に大用守廓和尚によって中興された由緒あるお寺でございます。東明寺の境内には正面左手に十六羅漢像、その前の石段を登った本堂裏手のほうに隆信墓と基礎に刻まれました五輪塔を御神体とします隆信神社と拝殿がございます。明治維新以降に荒廃をしたため、東明寺住職が地域の有志者とともに再建したとございます。現在の本殿は、その後に建て直されたものと考えられます。また、本殿の手前に立つ拝殿は、その棟木銘から、昭和3年11月に東明寺の兼務住職であった時代に、地元建築員4名と錦江村在郷軍人の協力によって改築されています。

この十六羅漢像と隆信神社の本殿、拝殿につきましては、東明寺の敷地内にあるものでございますので、議員のおっしゃる龍造寺隆信の遺髪が祭られているとされる社の周辺整備につきましては、管理を含めて所有者であるお寺のほうで行っていただきたいと考えております。

以上です。

### ○西山清則議員

先日にもまた見に行ってみましたが、階段を上っていける状態ではありませんでした。また、十六羅漢像も草木に覆われて見ることもできません。稲佐の森を守る会のメンバーで東明寺周辺を整備をしていただいておりますが、高齢者が多く、上のほうまで登れないということで、整備はできておりません。

九州三大名で、五州二島、筑前、筑後、肥前、肥後、豊前、壱岐、対馬を領とし、須古城を中心に白石をはじめ、佐賀県にも大きな功績を残した龍造寺隆信をどのように思われているのか。町は軽視しているのではないかと伺います。

### ○中村政文生涯学習課長

町は軽視しているのではないかとという議員の御質問でございますが、私どもも龍造寺隆信の功績は非常に大きいと感じております。現在の白石町、特に須古地区には法泉寺に隆信の座像とされる墓があり、陽興寺にも座像がございます。その他、佐賀県をはじめ、統治した地域には隆信に関するものが多くございます。

このような各種文化財を広報紙「白石」のあるある文化財の欄で紹介してきております。また、出前講座や町内外の方を現地へ案内する際には、必ずと言っていいほど隆信に関する文化財も紹介してきております。このようなことから、龍造寺隆信を軽視するものではなくて、今後もこのような取組は続けていくという考えを持っております。

以上です。

### ○西山清則議員

佐賀市に龍造寺隆信が永禄6年、1563年に建立した平安山龍泰禅寺があります。本寺は、早稲田大学の創設者であり、2度内閣総理大臣になられた佐賀七賢人の一人、大隈重信公の菩提寺でもあります。そして、平成25年3月29日に、佐賀市景観重要建造物第1号に指定されています。それに限度額が600万円の補助を佐賀市が出しています。このことについてどのような考えを持っておられるのか伺います。

### ○中村政文生涯学習課長

先ほどの龍泰禅寺の件で、非常に有名であるということでございます。

龍造寺隆信の墓等については、県内にも各種たくさんございますので、その分は先ほども申しましたとおりに広報紙等で町の住民の方に周知をしながら広めてまいっていきたいと考えております。

以上です。

### ○西山清則議員

全国を見ても、お寺や神社などは観光地に入っていると思われれます。白石町にも観光資源がいっぱいあります。あふれています。それをなぜ利用されないのか、町としても何らかの関与が必要だと思えます。

以前、龍神社にも大蛇の皮を見に、熊本、大分県などから大型バスを利用して見学されてきました。また、福を呼んで富を得る福富神社もあります。もっとPRをして、有明海から杵島一帯を、町内を観光していただく考えはないのか、神社等に来られたらおさい銭も上げられると思いますので、その辺を伺いたいと思います。

#### ○中村政文生涯学習課長

有名な神社、仏閣、また文化財があるというところをひもつきをして、観光の資源として利用するというところで、生涯学習課と他の町内の各課と協議しながら、検討を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

#### ○西山清則議員

よろしく申し上げます。

次に、大きな3点目、スポーツ施設の改善についてに移ります。

町内の施設における野球関係（少年野球、中学生、社会人）の利用状況について説明願います。

#### ○中村政文生涯学習課長

お配りしております資料により説明させていただきます。

町内では、庁舎前に総合運動場、福富地域にマイランド公園、多目的広場、有明地域にふれあい運動公園、稲佐グラウンド、新明グラウンドの5か所のグラウンドがございます。

平成29年度から今年度までの利用状況について資料をお配りしております。利用者数、件名とも申請者からの届出の申請内容から作成しております。

町内グラウンドでの野球競技においては、主に軟式野球で利用されております。硬式、準硬式野球は、稲佐グラウンドのみでの利用となっております。その内容といたしましては、県内外の少年野球チームや県内の高校、大学等のチームが使用されております。

少年野球は総合運動場と新明グラウンドを、中学生はふれあい運動公園を、社会人はマイランド公園、ふれあい運動公園、稲佐グラウンドを利用されております。各団体の利用割合を令和元年度で見ると、少年野球の利用者数が全体の5割ほどを占めております。このことは、少年野球の練習会場として、新明グラウンドを利用されているからでございます。

以上です。

#### ○西山清則議員

それでは、小さな2項目めの、交流人口の拡大を考え、町の将来を見据えたスポーツ施設の整備方針などをどのように考えておられるのかを伺いたいと思います。

### ○中村政文生涯学習課長

整備方針はどのように考えているのかということでございます。

町内には先ほど説明しました5か所のグラウンドのほか、社会体育館が各地域に1つずつ、3棟ございます。グラウンドでは少年野球、少年サッカーなどをはじめとして様々な競技で利用され、県大会、九州大会等も開催されております。

総合運動場周辺では、白石の知名度を高めるために、歌垣の郷ロードレース大会を開催し、町のPR活動と活性化を図ってございまして、参加者数も2,300人を超え、交流人口の拡大につなげております。

また、社会体育館では、一般のバレーボールや剣道のほか、スポーツ少年団でのミニバスケットなど、グラウンドと同じく大会が開催されております。

このように、現在の施設でもスポーツを通じた交流は図られているものと思っております。

スポーツ施設の整備方針ということでございますが、平成28年度に策定されました白石町公共施設等総合管理計画におきまして、現存する施設を将来のまちづくりの観点から今後の維持管理の在り方として計画をしております。今後は各施設の個別の施設管理計画を策定をし、将来の財政的負担を縮減し、施設の長寿命化を計画的に実施しながらスポーツ施設の運営を行っていきたいと考えております。

以上です。

### ○西山清則議員

それでは、野球に特化したことと言いますけれども、少年野球のできる施設はありますけれども、中・高・社会人ができる球場は他の市町にはありますけれども、我が本町にはありません。

それにより、現に佐賀農業高校はグラウンドが狭く、練習試合になると自校のグラウンドですることができずに、いつも出ていっておられます。また、白石高校も自校のグラウンドでされることもありますが、サッカー部や陸上部とも重なりますので、鹿島球場を利用されていることもあります。その点をどう思われているのかを伺いたいと思います。

### ○中村政文生涯学習課長

野球に特化した練習ということではございます。

部活動に関しては、やはり高校に施設もございまして。当然ながら各グラウンドの中で交錯するというようなこともあろうかと思いますが、そこは練習内容でカバーしていただき、また社会人のプレー、野球をするというようなことは、今現在の使用状況で申し上げましたとおり、稲佐グラウンドのほうはメインで使用されておりますので、そちらのほうにも勧めていただいて、利用価値を上げていただければと思います。

以上です。

## ○西山清則議員

資料でも分かるように、ここ3年は1万4,000、それから1万七、八千が利用されています。そこには小・中学校、高校でもありますけれども、保護者がついてこられます。そのように、町内で試合があれば、保護者も観戦に来られますので、もっと多くなります。この数以上に保護者も来られておりますので、そこで弁当や飲物も買われます。金額的には大きくありませんけれども、回を重ねるたびに大きなものになってくるものだと思っております。その点はどう思われているのか、また新しく球場を造れないならば、既存の施設を改装すればよいのではないかと思っております。例えば、マイランド運動公園を少し広くして外野フェンスを造り、バックネットから内野に観客席を設ければできるんじゃないかなと思っております。

数年後は有明海沿岸道路も開通すると思えますし、道の駅しろいしもあり、食事も買物もできます。試合をされた方や応援に来られた方が利用されるのではないのでしょうか。教育長も野球をされていて、たしかピッチャーだったと思えます。副町長も生涯学習課長も野球をされていたのでお分かりだと思いますので、教育長の考えをお聞かせ願いたいと思えます。

## ○北村喜久次教育長

野球場の整備について御質問をいただいております。

議員がおっしゃいますとおり、球場としての整備が進めば、野球愛好者の交流人口は確かに増えることとなるでしょう。しかし、本町の現状を考えますと、野球という一つの競技に特化してその施設を整備するというよりも、現状たくさんの施設がありますので、その有効活用をさらに進めるということがまず先決ではないかなと思えます。交流人口の増加につきましてもいろんな諸団体と連携協力した努力をする必要があると思えます。

近々の例としては、今年度、県の高等学校の駅伝大会の予選会と申しますか、京都につながる予選会が白石町で実施されるということが決まりました。こういうこと等を含めて、いろんなところと連携して、本町でいろんな競技が開催されるというような努力と工夫をもっと進めるべきじゃないかと思えます。

私も野球の経験をしております。立派な野球場があるにこしたことはないですが、やはり本町の、いろんな財政も含めて現状を考えますと、現状の施設の利活用をもっともっと促進するということがより必要じゃないかなというふうに考えるところです。以上です。

## ○西山清則議員

駅伝の県の予選が本町でやられるということはいずれのことでありまして、私の高校時代は有明で予選会があったと思っております。

我々の還暦野球の試合は町外ばかりであっております。だから、弁当も必要ですので、私は極力町内から買っていきますけれども、他の方は近くのコンビニで買われることもあります。現状はそういったものでありますので、将来を見据えてよく考えて

いただきたいと思っております。

また、職員の異動については、本人の考え、計画を持って異動願いをなされていると思いますけれども、そして自分の考え、企画を立案して上司へ提出されているものだと思っております。職員の皆さん全員、町をよくしたいと思っておられますので、その中で町長が一番町民のことを考えておられると思います。でも、町長の考えが100%、町民に対してよいこととは言えないと思います。なかなか町長に対して意見は言えないと思いますが、職員は、私はこういう考えを持っていますので、こうしたほうがいいのか、そう言うべきじゃないのかと、町をよくするためには話合いが必要じゃないかなと思っております。町長も聞く耳を持っておられると思いますので、また商売をしている方はどうしたらうまくいくのか、どうすれば売上げが伸びるのか、常に考えておられます。借入れをして改善をし、返済があるからそれを返すために日々努力されていると思います。だから、町としてもどうしたら町民の収益が上がるのか、どうすれば町外から人に来てもらえるのか、どういふことをすれば町内に金を落としてもらえるのかを考えていただきたいと思っておりますので、いかがでしょうか、その点。町長に伺いましょうかね。

#### ○田島健一町長

西山議員から多分最後の御質問かというふうに思いますけれども、いろいろこれまでに御質問をいただきました。町の財政のことから観光、そしてスポーツという面で御質問をいただいたわけでございますけれども、最後にまた職員のことまで言っていたいただきました。このことについてちょっと言わせていただきますと、私も町長になって1月4日、執務始め式、そのときには職員に向かってお話をさせていただくわけでございますけれども、私はワンパターンといいますか、1つのことだけしか言っておりません。というのは、職員の皆さんにチャレンジをしてくれと。失敗は私が責任を持つのでチャレンジをしてくれということを常に言っております。やはり私は、今議員も申されたように、職場の中で物が言えなくなったら発展がないというふうに思っておりますので、ささいなことでも恥ずかしかとかなんとかじゃなくて、全て言っていて議論をしていくということが大事だというふうに思っておりますので、ワンパターンではございますけれども毎年言わせていただいているところでございます。

職員の人も町をしっかりと盛り上げていこうという気持ちで常に執務していただいておりますけれども、先ほど来、観光の話とか人の交流の話、いろいろいただいた中で、私なりに1つだけ言わせていただければというふうに思いますけれども、冒頭、財政の話もいただきました。やはりお金がないと先に進まないというところもございまして、答弁の中にもいろいろとあったかというふうに思いますけれども、公共施設の管理計画というのがあって、先ほど表にもありましたようにグラウンドが町内に5か所ございます。1つの町でこんな多いところはないんじゃないかなというふうに思います。そういった中で、見直しもしていきたいという課長の答弁もございました。そういった中で、見直しをしていく中で、どこかを残そうとかどこかは廃止していこうということも出てくるかと思えます。

また、最近では人口減少ということで、私たち白石町も杵藤広域圏の中で、広域行政

の中でやっているというものもございます。そういった中で、こういうスポーツ施設についても1つの町では大変やあけんが、これについては広域圏で造って運営したらどうやるかというやつも生まれてくるんじゃないかなろうかなというふうに思います。そういうことで、何でもうちで、うちでと言うばっかしじゃなくて、そこら辺は広域行政の中でも取り組めるところもあるんじゃないかなというふうに思います。

いずれにしても、本日議員からいただいた御質問等々については、後追って庁内の中でも議論をし、そして方向を示しながらいろんなところでよそと協議するところもあろうかというふうに思いますけども、白石町がどうあるべきか、どうしていったら人が集まり、また裕福になっていけるのかも検討してまいりたいというふうに思います。ありがとうございました。

#### ○西山清則議員

町が、職員と町民一体となっていい方向に向かうことを願ひまして、私の一般質問を終わります。

#### ○片渕栄二郎議長

これで西山議員の一般質問を終わります。  
暫時休憩します。

14時14分 休憩

14時35分 再開

#### ○片渕栄二郎議長

会議を再開します。  
次の通告者の発言を許します。重富邦夫議員。

#### ○重富邦夫議員

本日最終の質問者ということで、皆様方お疲れのところ、最後までよろしくお願ひいたします。

町内、町内と言わず、日本、世界は新型コロナウイルス感染症の影響により、非常に混乱した状況にあるという中で、この白石町も行政運営、難しいかじ取りを迫られているという中でございます。そういうときだからこそ、よりよい議論を深めていけたらという思いで今回の質問に立っているところでございます。

本日の通告内容として、アフターコロナを見据えた農業の在り方についてということで、アフターコロナを見据えたというふうに取り付けておりますけれども、これは今に限らずもう何年も前から白石町の農業というのは岐路に立っている、新しい世界を展開していくべき時期に来ているということから、今後の農業の在り方というふうにとらえられても結構だというふうに思いますけれども、1つ目の項目といたしまして、

白石町の農業従事者の減少、高齢化により、農業、農村の維持が非常に危惧をされているわけでございます。これは今に始まったことではなく、数年前からも心配をされておられることで、白石町でも農業従事者の確保には十分に尽力をされているというふうに承知をしておりますけれども、今現在、今までの取組として、結果としてどのぐらいの成果というものを上げられているのか、そういったところの内容をお聞かせください。

### ○木下信博農業振興課長

白石町の農業従事者の確保に関しての成果についてお答えをいたします。

令和2年の県内の新規就農者につきましては166名、これは県で調査された数字でございますけれども、166名ということになっておりまして、そのうち白石町における新規就農者は、農業大学校を卒業後、就農をされた新規学卒者が1名、それと民間企業を辞められた方や公務員を退職された方が就農されたUターン者、これが14名、それと非農家から就農された新規参入者が2名、一般の農業法人に就農された方が12名ということで、合計で29名ということとなっております。年度によって若干の増減はありますが、年間約25名が推移しているという状況でございます。

白石町では新規就農者の確保、育成のための具体的な対策といたしまして、新規就農者確保対策協議会で協議検討を行っておりまして、農業をやってみようセミナーや品目別の研修会、また農業まつりでの新規就農者相談コーナーの設置などを実施をしているところでございます。

また、平成27年度から取り組んでおります農業塾につきましては、1期生で4名、2期生3名が既に就農をされておられます。また、現在いちごトレーニングファームで研修をされておられます方3名は、来年4月に就農をされる予定ということで、夫婦で就農を考えておられる方もおられます。白石町の新規就農者確保の一翼を担っていただけるものと思っております。このような取組の成果もありまして、令和2年の市町別就農者数では、県内でトップとなっているところでございます。

今後も新規就農者確保対策及びしろいし農業塾とトレーニングファームなど、各種事業を引き続き実施をいたしまして、町内はもとより、県内、県外からの就農者確保に努めていきたいと考えているところでございます。

以上です。

### ○重富邦夫議員

今の答弁の内容からいきますと、県内の中ではトップの人材確保をされていると、新規就農者が増えているという内容でございましたけれども、全体、白石町の農地面積に対して、全体として今年は何人、5年後は何人、10年後は何人、そういった設定がされた上でのこの年間25名とかの数字が出ているものなのか、この数としての評価としては実際どのような形で捉えられているのか、そこら辺の感想をお聞かせ願いたいと思います。

### ○木下信博農業振興課長

新規就農者の数でございますけど、令和2年が29名ということでございましたけど、ずっと前、5年ぐらいからの遡っての平均といたしますか、それで算出したのが年間25名ぐらいということで推移しているということでお答えをしたところでございます。

### ○重富邦夫議員

答弁の中では県内トップというふうな表現をされておりますので、評価としては納得された数字であるというふうな認識を持っておられるというふうに捉えてよろしいんでしょうか。

### ○木下信博農業振興課長

令和2年のほうが県内の中ではトップということで、ほかの市町から比べても10名以上を離しているといえますか、そのくらいの評価が上がっているということで私は認識しております。

以上です。

### ○重富邦夫議員

それでは、その新規就農者がこちら側で農業をやられるということは、こちら側に住まわれるということ、すなわち住まいをどう確保されているのかということところが気になるところでございますが、そういったところの支援策としてどのような対策が行われているのかお聞かせください。

### ○木下信博農業振興課長

新規就農者の住まいの確保でございますけど、現在白石町のほうで取り組んでおりますしろいし農業塾、白石地区のいちごトレーニングファームのほうでは、町外から新規就農者として研修をしている方の住居として町内のアパート等を活用して、家賃等の助成を行っているところでございます。ただし、研修が終わられますと、新たに農業を始める場合には農業用の機械とか施設関係の資材とか農薬、そういった物を保管する収納舎というのが必ず必要ということになってまいりますので、収納舎を含めた一戸建ての住宅を探されている方がほとんどでございます。研修生の住居の確保につきましては、空き家バンクを利用するとともに、町民の皆様から情報提供をいただいておりますけど、空き家情報が寄せられた物件の中には家財道具がそのまま残っているといった状況もございます。そういったことから町といたしましても研修生と家の持主の方の間に入って、スムーズな交渉がまとまりますよう努めているところでございます。

また、住居と農地の距離など、様々な条件を考慮しながら、最終的には研修生本人の方に決定をしていただいている状況でございます。しろいし農業塾とかトレーニングファームの研修生につきましては、県外からイチゴ農家になる志を胸に抱き、この白石町へ移住していただいております。そうしたことから、今後も引き続き住宅支援

などの事業につきまして取り組んでいく所存でございます。

以上です。

### ○重富邦夫議員

その住宅に対してはいろいろな形で支援をされると、間に入って話をされるというところでもあります。

空き家の話が少し出ましたけれども、なかなか耕作する農地の近くによりよい条件のいい物件が必ずあるというわけでもなく、そういった物件が見つかること自体がそもそも確率が低いというふうに私は思うんです。空き家物件を登録されたものを見てみますと、結局のところ何も手を入れずにすぐに入って生活ができるというような好物件はなかなか少ないというふうに感じているんです。ひとつ住むように改修工事を行えば、町からのほうも補助金等で対応するような支援策もあられますけれども、これが少し改修したぐらいでは、結構な改築といったら、結構な金額に、結局開いてみればあそこもここもどこもというふうになってしまって、なかなか契約にこぎ着けない現状があるんじゃないかというところがございますけれども、その間に入って非常に苦慮をされているんだろうなと思いますが、そこに対しての感想をお願いします。

### ○木下信博農業振興課長

議員が申されるとおり、空き家というのは今現在町内にもたくさんあるわけでございます。

先ほど申しましたとおり、農業を始められる場合は住居も必要でございますけど、収納舎といったものも必要になってきまして、かなり限定をするわけでございます。また、その家のほうも傷み具合といいますか、そういったところで軽いものもあれば、中程度修復するのもあるかと思えますけど、そういった物件を数多く情報提供していただいている中から、いろいろと希望される住宅のほうを見ていただいて、この物件がいいなおっしゃれば、そこ空き家の所有者の方と話合いといいますか、それには研修生と持主だけでいとなかなか非常に難しいということもございましたので、町のほうが入って、本当にスムーズにできますよということで、これもすぐに解決する問題ではございませんので、何回となく交渉の中に入ってまとめていくといったことで今進んでいるところでございます。

### ○重富邦夫議員

そのような形で職員の方々が苦勞をされながら新規就農者の方の物件を見つけてマッチングさせていくということで取り組まれている。その中であと一歩のところ、というところで必ず賃貸料、ここの壁が必ず出てくるわけですし、サラリーマンと違って、やっぱりその農業者の方は自然、天候、そういったものだったり市場で大きく収入等に差が出たり、また新規就農という状態だったら経営自体がまずまず安定はしていない、そういう状況の中で家賃、今の現状は補助されているということなんですけれども、結局それは最終的にはなくなるわけなんです。そこをどう安定化させていくのか、経営の安定化とともに、いずれにしてもやり方一つで低所得になる危険性は

ものすごく高いわけなんです。

そういった面から鑑みましても、農業従事者を確保する、これは一つの案ですけれども、低価格、農業従事者専用の小さいものでもいいんですが、低価格で提供できる住宅を整備するとか、新規就農者に限らずでも結構ですが、農業従事者専用の分譲地、ここを開拓しますので、農業に従事してください、ここの屋敷を提供します、低価格でというふうな形で農業者の人材を確保していくというふうな方向性では、一つの案としてあると思うんですけれども、そのことに対してどのようにお考えを持たれているのか、お願いいたします。

### ○木須英喜総合戦略課長

農業従事者、新規就農者に限らず農業者全般、従事者に対する住宅の施策ということで私のほうからお答えをさせていただきます。

総合戦略課では現在、移住・定住対策として空き家、空き地バンクに取り組んでいるところでございます。建設課のほうでは、安価な住宅の提供ということで町営住宅の管理運営も行っていると思います。見回せば、町内、民間のほうでは多数のアパートがまだ建設をされているというふうな状況でございます。また、今後小・中学校の統廃合等も控えております。学校跡地の利活用方策も協議をされると思いますが、分譲住宅地の話も当然のこととして俎上に上がってくるのではないかとというふうに考えております。

このような状況の中で、先ほどおっしゃられた農業従事者に特化した住宅、分譲地の整備、こういったことに関しましては、第1次産業が主体の白石町とはいえ、住民サービスの公平性、公共的な行政の立場から非常に難しいかな、実施できないのかなというふうに考えております。できれば、さきに述べました住宅施策等を有効に活用していただければというふうに思います。

以上です。

### ○重富邦夫議員

先ほど、私も思わなくはなかったんですけど、その公平性です。平等性とか、ここを考えると、その業種だけに絞った施策というのはなかなか採択しづらいという目線のことだと思うんですけれども、結局のところ、そこを考えていかなければならないけれども、農業を守る、農業従事者を増やすという目線から行けば、どこかにウエートを、その平等性はあるけれども、こういう施策を理解してくださいというようなウエートをどこに置くのかというのは、施策を考える上で非常に大事なところだと思うんです。

こういうことが採択されると、いろいろな別分野でもいろいろな動き、新しい動きが出てきたり、活性化につながるというふうに思うんですけれども、これは農業法人も結局のところ同じようなことが言えるんだと思います。オペレーター不足というのも現在はまだまだ顕著でございますし、今後は法人で雇用しなければ成り立たないわけですし、そんな中、その給料形態の在り方でも違うんでしょうけれども、低価格で住める場所というのがあれば、すばらしく農業の産業自体がある程度落ち着いてくる

んじゃないかという思いがございしますが、平等性、公平性という面があり、なかなかということでありますけれども、町長、そのあたり、平等性、公平性、なかなか難しい面でございます。ただ、施策をやる、町の運営をやる。要はどちらかの指針に導くということで見れば、私はどこかに特化したという言い方が適正なのか、ウエートを置くといいますか、そういったことを改めて考え直さなければいけない、なかなか前に進めないと思うんです、そういうやり方をしないと。ちょっとそのあたり、その平等性、公平性、そのあたりの施策に対してどのように考えますか。

### ○田島健一町長

農業従事者に住宅をどのようにして整備していくかということのお話でございますけれども、まずもって現時点においては空き家とか知り合いの方たちから中古の住宅といったら語弊がありますけれども、そういったものを提供しようという話と、もう一つは議員から今言われているように、新しく新規の住宅を確保するという大きな2つがあろうかというふうに思いますけれども、私は、やはり白石に農業に来てもらうという中においては、地域の方たちとコミュニケーションを取ってもらわないかという中においては、住宅地と申しますか、町営住宅の中に入っていくというよりも、農家の中に溶け込んでいただきたいというふうに思います。そういった中で現在、私もあちこち見て回っておりますけれども、空き家というのも先ほど話がありましたようにピンからキリまでがあるわけでございますけれども、いろんなタイプがあろうかというふうに思いますので、たくさんお見せをしながら、その中で自分に適したものがあればいいかなというふうに思います。

そして、経済的なことも議員がおっしゃいましたけれども、それについては施策としては若干の支援といいますか、アパート代といったら語弊がありますけれども、新規に農業に入っていただくわけですが、農業塾、トレーニングファーム、2年間だけですよということじゃなくて、もうしばらくは少し援助をしてあげるという手はあるかというふうに思いますけれども、なかなか新規に建てる、新たに建てるというのは、先ほど課長が答弁いたしましたように公平性、公共性というところから少し難があるのかなという感じはいたします。

以上です。

### ○重富邦夫議員

では、その平等性、公平性とか非常に難しいところなんですけれども、新規就農者のことに対して今言っているんですけれども、結局のところ、ここの白石町の農地は今までずっと農業を受け継がれてきた方たちが長年守り続けてきたところでもございまして、そういう方たち、長くやっている、もともと白石町に根づいてやっているという方たちの目線からすれば平等性が取られていないという、そのような声も実際あるんです。ただ、そこに対してはこれからいろいろな議論をしていきながら平等性に悩んでいていただきたいというふうなお願いというふうなことに換えまして、次の質問に移りたいと思います。

新型コロナの影響で、我が町の代表的な作物のタマネギ、最近よく聞く言葉であり

ますけれども、これまでに経験したことのないような大暴落が起こり、生産者の皆さんの生活を圧迫いたしました。そういった現状から、国や県、また白石町からも生活のためや今後の経営のためにも本当にありがたい支援をしていただいていることと存じ上げております。新型コロナを経験した世界中の、また日本の人々は、これは根拠はありませんけれども、より高品質な作物を求めるようになってくるのではないか、このように推察する、予測するところでございます。

タマネギ生産の今後としましても、佐賀県は佐賀園芸888億運動を掲げておられます。生産量が落ちないように、いろいろな施策を展開をされておられる中、当然のことながら県内別の地域でもタマネギは生産されているわけですし、県内のあるところには高性能の選別機が導入されていると聞き及んでおります。これだけの生産量を誇る白石町産のタマネギの収益向上、白石ブランドの向上のためにも、高性能の選別機を導入できるよう、そういった事業に取り組むことができないものなのか、そういったところに対しての答弁をお願いいたします。

### ○木下信博農業振興課長

高品質の作物を選別、出荷して、白石ブランドの向上に寄与するというところで、JAにつきましては、品質の向上に力を入れられておられまして、生産部会での意思統一はもちろん、出荷場に部会以外の専任検査員を入れられておられまして、個選別の品質検査というのが行われていると伺っております。

タマネギの選別機につきましては、JAに確認をいたしましたところ、処理スピードが落ちるものの、タマネギの1個1個をカメラで確認をされて、選別を行っておられるということでございます。

議員から白石産タマネギの収益向上と白石ブランドのためにも高機能の選別機械を導入できるよう事業に取り組めないかという御提案でございまして、今後JAの下に十分協議を行いまして、事業の精査につきまして行いたいということで考えております。その結果、実施方針がまとまり次第、国庫補助事業のほうへの申請をしていきたいと考えております。

### ○重富邦夫議員

ここは白石町、町を挙げて、ぜひとも働きかけをしていっていただきたいと。白石町、タマネギ生産にも歴史がある農地でございますので、そういったところで県内、やっぱり先駆的に、追いつかれないように、県内どこでタマネギが生産されようとも別に構いませんけれども、やっぱりタマネギは白石町産なんだという、そういったプライドとか、今までの歴史の部分を否定されないような活動が認められるように働きかけを行っていただきたいというふうに思っております。

それでは3項目めの質問ということで、これからの農業は二極化が進んでくるというふうに考えます。新しい農業、機械の導入により大規模に経営される場所というものも増えてくるでしょう。そうすれば作物の管理や収穫にかかるコストを抑え、販売価格に比例した収支に近づけて経営安定化につなげていく。しかし、違った目線で見ますと、大規模には展開できないけれども、自分の手でしっかり管理できる面

積の作付をし、品質向上につなげている農業者の方もいっぱいいらっしゃるわけなんです。そういったわけで、その方たちの大規模にできない分、価格が低価格だったと、収入につながらないという、そういった方たちの所得向上のためにインターネット販売を普及させることも必要ではないかというふうに考えますけれども、そのような分野でどのような支援があるのか、お聞かせ願いますか。

### ○吉村大樹商工観光課長

インターネット販売の支援策ということでの御質問でございます。

現在、国、県により新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けた事業者に対しまして、在庫の滞留とか売上減少の解消を目的とした支援事業、または農林漁業者の販路開拓を目的とした事業が現在実施をされております。例えばでございますが、農林水産省のインターネット販売推進事業というのがございますが、これにつきましては、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けまして、インバウンドの減少や輸出の停滞、また在庫の滞留、価格の低下、売上げの減少といったことが顕著な国産農林水産物、これは実際に対象品目は限定はされておりますが、国産農林水産物について、インターネットを使って販売を通じて行う際の配送料が補助されるということが1つございます。これがインターネット販売推進事業ということなんです。

また同じく、農林水産省の経営継続補助金というのがございまして、これにつきましては、農林漁業者が新型コロナウイルス感染症の影響を乗り越えるために行う取組で、ネット販売の導入に係る経費、この分に対して補助制度が申請可能というふうになっております。既に役場のほうにも問合せをいただいたり、商工会のほうにもお問合せをいただいておりますので、それらの事業主さんのほうには、これらの支援策について御紹介をしているところでございます。ただし、メニューによっては対象にならないということもございますので、細かい要件等について事前を取組内容の確認が必要ではないかというふうに考えております。

以上です。

### ○重富邦夫議員

そういった中で支援をされているということで、やりたいとか、そういう方がいらっしゃるだけだと周知のほう、またインターネット販売のメリット、デメリットなんかもしっかりと理解をされるようによろしく願いいたします。

それでは4項目めの分で、新型コロナウイルス感染症がはやりだして、いろいろな分野で考えさせられる中、誰しものが感染をする可能性はあるわけですし、できるだけ感染リスクを減らすこととして、手洗い、うがい、換気やマスクの着用など、基本的な予防として皆さん対策をされておられることだと思います。

あと、皆さん感じていらっしゃるというふうに思いますけれども、より免疫力が高い、強い体が必要になってくる、そのウイルスとか細菌とか、そういった目に見えないものへの戦いというものは、免疫力が強い体が必要だというふうに少なからず私は感じました。

例えば、亀とかがやっている、菌をやっつけるために甲羅干しと同じように、感染

対策には適度なひなたぼっこが、約22分というふうに言われておりますが、そういったことも必要だと。亀がなぜこういう動きをするんだらう、そういう疑問のもと、内部から強い体というのがいきなりできるものではなくて、常日頃の生活環境によって作り出されることです。

特に食に関しては、それぞれが体をつくりましますから、食べ物についてはいま一度考え直さなければいけないんだらうと思います。今のように食べ物が何でも簡単に手に入らなかった時代でも、結局のところ体は資本ですから、体づくりのための知恵が込められた食文化であったんじゃないかというふうに思います。

この食べ物はどのように作用するのか、これからの時代に対してどのような体づくりが必要なのか、コロナ禍の状況だからこそ皆さん改めて意識していただく必要があるというふうに思いますけれども、この意識の向上に対してどのように考えられるのかお願いいたします。

### ○坂本博樹保健福祉課長

現在新型コロナウイルス感染症の影響によって、先ほど食、体づくりのお話がありましたけれども、外出する機会が減って、運動不足とか食生活の乱れ、生活習慣病の悪化、そういった健康の2次被害というのも懸念をされているところでございます。

現下のコロナ禍の中で、世界保健機関、WHOは、新型コロナウイルス感染症に対する栄養面からの予防戦略の中で、感染症のリスクを下げ、免疫系を整えるためにバランスの取れた食事の重要性を説いておられます。また首相官邸ホームページの新型コロナウイルス感染症に備えてでも新型コロナウイルス感染症への対策として、十分な睡眠とバランスのよい食事を心がけ、免疫力を高めておくことが大切なことの一つというふうにされております。

コロナ禍の今こそ感染症に負けない体をつくるために、一人一人が食事、運動、睡眠、こういったものを見直す必要があるというふうに考えているところでございます。

本町の食育推進計画の基本方針の中に、自分の食について考え、健康に配慮した食事を選択できる力を育み、生涯にわたる健やかな暮らしの実現を目指し、家庭、保育園や幼稚園、学校、関係団体、地域、行政が相互に連携、協力しながら食育の推進に努めたいというふうに思っております。ぜひこういった食に関することについては、今後広報白石あるいはケーブルテレビ等、そういったものについて十分住民の皆様に周知をしていきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

### ○重富邦夫議員

このコロナ禍のタイミングで、より効率的に周知徹底が、より効果が高いんじゃないかというようなことで質問をいたしたところでございます。町民の皆さんがそういったところをより気にかけて生活をしていただくということを期待を申し上げておきます。

それでは、次の質問ですが、このコロナ禍の中でもありますし、いろいろな取組を今後行政運営でも考えていかなければいけない中で、職員の皆さんの能力向上対策と

いうことはどのような形で取り組まれておられるのか、お願いいたします。

#### ○千布一夫総務課長

職員の能力向上対策につきましての御質問でございますが、まず各種の職員研修を年間を通じて随時行っているところでございます。一般的に職員の素養として備えておくべきこと等に関しましては、全職員参加型の研修会として開催をしております。それから、専門性の高い研修につきましては、それぞれの行政分野で積極的に職員それぞれで受講をしてもらっているところでございます。

以上でございます。

#### ○重富邦夫議員

それでは、その職員の能力を向上させるということをやっておられる中、毎年の人事が必ず行われるわけなんですけど、こういった形で能力を100%引き出せるような組織の人事が行われておられるのか、そういったところを少々お聞かせください。

#### ○千布一夫総務課長

人事のことについての御質問ですが、人事異動を行うに当たりましては、全職員から毎年人事異動自己申告書ということで、職員それぞれの異動希望、それから職員個人の様々な考え方、それから職務に対する姿勢など、日頃からそれぞれの職員と触れ合う中でそれぞれの人物像は見ているつもりではございますが、そういった申告もしていただいて、それぞれの職場で力が発揮できるように参考にして人事異動を行っているところでございます。

以上です。

#### ○重富邦夫議員

では、そういった行政の中の仕事が行われている中で、先ほども言葉が出てきましたけれども、平等性、公平性、公益性、こういうところに行政職員の皆様は非常に悩まれるんだと思います。そういう中、そこに悩み、全ての町民から納得してもらえようことを考えるあまり、答えが出ずに何もやれなかったと、やらなかったということではなくやれなかった、そういう事例と一生懸命努力した、チャレンジしたけれども思った結果が得られなかった、こういった事例、予算の関係上、職場の人間関係上、政治的な流れ等、様々な理由が考えられますけども、ここをどう評価し、次につなげていかれるのか、ここをどう考えられるのかお願いいたします。

#### ○千布一夫総務課長

何事にも積極的にチャレンジする職員の評価をどうするのかということでの御質問でございますが、失敗を恐れずに何事にもチャレンジすることの重要性につきましては、これまでも町長から訓示等の中で何度も職員に対して申し上げているところでございます。これは職員個人レベルにとどまらず、組織全体のレベルとしても向上を目指したものであるものと思っております。そうした機運を今後も高めていくためにも、チャレンジする職員を応援できる体制づくり、これが例えば人事評価制度とか、また

職員の町政への参加意識の高揚を図ることを目的とした職員提案制度というものもご  
ざいます。こういった制度等を積極的に活用しながら、人材育成、それから組織力の  
向上に努めていくとともに、町民の要望に応え得る組織づくりを常に念頭に置いて、  
適正な職員配置等に努めていきたいと考えているところでございます。

以上です。

**○重富邦夫議員**

結局失敗を恐れて何かやれなかったというような状態が私は一番後ろ向きじゃない  
かというふうな感じがしております。できる限り前を向いてチャレンジできるような、  
先ほどの西山議員の町長の答弁を今していただきたかったですけれども、その思い  
と全く同じでございますので、こういった変化があってもそれに即座に対応できる伸  
び伸びとした、そういった組織であること、そういった組織づくりというところを望  
みまして、私の一般質問を終わります。

**○片渕栄二郎議長**

これで重富議員の一般質問を終わります。  
暫時休憩します。

15時18分 休憩

15時20分 再開

**○片渕栄二郎議長**

会議を再開します。  
以上で本日の議事日程は終了しました。  
明日も一般質問です。  
本日はこれにて散会します。

15時21分 散会

---

上記、会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため、地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和2年9月15日

白石町議会議長 片 渕 栄二郎

署 名 議 員 定 松 弘 介

署 名 議 員 川 崎 一 平

事 務 局 長 小 柳 八 束